

那覇市公報

第 1 6 4 8 号

毎月 2 回 1, 1 5 日発行

発 行 所

那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号

那覇市総務部総務課

目 次

◇条 例◇

○那覇市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例（地域保健課）	761
○那覇市個人情報保護条例の一部を改正する条例（総務課）	763
○那覇市こども医療費助成条例の一部を改正する条例（子育て応援課）	776
○那覇市介護保険条例の一部を改正する条例（ちゃーがんじゅう課）	778
○那覇市食品衛生法施行条例の一部を改正する条例（生活衛生課）	780

◇告 示◇

○個人情報業務届出書及び個人情報業務廃止届出書の公表について（総務課）	802
○個人情報目的外利用等届出書の公表について（総務課）	805
○地縁による団体の告示事項の変更について（まちづくり協働推進課）	809
○個人情報目的外利用等届出書の公表について（総務課）	810

◇公 告◇

○住民票の職権消除の公示について（ハイサイ市民課）	812
○那覇広域都市計画道路の変更（都市計画課）	813
○制限付一般競争入札の実施について（建築指導課）	814

◇上下水道局告示◇

○那覇市排水設備指定工事店の新規指定について	817
------------------------	-----

○那覇市排水設備指定工事店の異動について……………	819
---------------------------	-----

◇監査委員公表◇

○平成 27 年度前期定期監査の結果について（公表）……………	820
---------------------------------	-----

◇監査委員告示◇

○包括外部監査の事務を補助する者について……………	849
---------------------------	-----

条 例

那覇市条例第34号
平成27年 7 月15日

那覇市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例

那覇市附属機関の設置に関する条例(昭和52年那覇市条例第2号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表 別記]	[別表 別記]
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

[改正前 別記]

別表(第2条関係)

附属機関の属する執行機関	附属機関の名称	担任する事務
市長	[略]	
	<u>那覇市小児慢性特定疾患対策協議会</u>	<u>児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の規定による小児慢性特定疾患治療研究事業に関すること。</u>
	[略]	
[略]		

[改正後 別記]

別表(第2条関係)

附属機関の属する執行機関	附属機関の名称	担任する事務
市長	[略]	
	<u>那覇市小児慢性特定疾病審査会</u>	<u>児童福祉法(昭和22年法律第164号)第19条の2第1項の小児慢性特定疾病医療費の支給に関すること。</u>
	[略]	
[略]		

那覇市条例第35号
平成27年 7 月15日

那覇市個人情報保護条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市個人情報保護条例の一部を改正する条例

那覇市個人情報保護条例(平成3年那覇市条例第21号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
目次 第1章～第2章 〔略〕 第3章 <u>個人情報の開示請求等の権利(第12条―第19条)</u> 第4章～第8章 〔略〕 付則 (定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 〔略〕 (2) 個人情報の収集等 個人情報の収集、<u>保管</u>、利用及び提供をいう。 (3)～(4) 〔略〕 (5) <u>公文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。)であつて、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保管しているものをいう。</u> (6)～(8) 〔略〕	目次 第1章～第2章 〔略〕 第3章 <u>開示、訂正及び利用停止(第12条―第19条の3)</u> 第4章～第8章 〔略〕 付則 (定義) 第2条 〔略〕 (1) 〔略〕 (2) 個人情報の収集等 個人情報の収集、<u>保有</u>、利用及び提供をいう。 (3)～(4) 〔略〕 (5)～(7) 〔略〕 (8) <u>保有個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であつて、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、公文書(那覇市情報公開条例(平成26年那覇市条例第26号)第2条第1号の公文書をいう。以下同じ。)に記録されているものに限る。</u> (9) <u>個人番号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等</u>

(収集等の一般的制限) 第6条 〔略〕 2 実施機関は、次に掲げる事項に係る個人情報の収集等をしてはならない。ただし、<u>法令により個人情報の収集等を認めているとき</u>、又は本人の生命、健康、生活若しくは財産に対する危険を避けるためやむを得ないと認められるときは、この限りでない。 (1)～(3) 〔略〕 (収集の制限) 第8条 〔略〕 2 実施機関は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、本人以外の者から個人情報を収集することができる。 (1) 〔略〕 (2) <u>法令に定めがあるとき</u>。 (3)～(5) 〔略〕 3 〔略〕 4 <u>法令の規定により本人が申請行為等を行ったときは</u>、第1項の規定による収集がなされたものとみなす。	<u>に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)</u>第2条第5項の個人番号をいう。 (10) 特定個人情報 番号法第2条第8項の特定個人情報をいう。 (11) 保有特定個人情報 保有個人情報のうち特定個人情報であるものをいう。 (収集等の一般的制限) 第6条 〔略〕 2 実施機関は、次に掲げる事項に係る個人情報の収集等をしてはならない。ただし、<u>法令若しくは条例(以下「法令等」という。)</u>の規定により個人情報の収集等を認めているとき、又は本人の生命、健康、生活若しくは財産に対する危険を避けるためやむを得ないと認められるときは、この限りでない。 (1)～(3) 〔略〕 (収集の制限) 第8条 〔略〕 2 〔略〕 (1) 〔略〕 (2) <u>法令等に定めがあるとき</u>。 (3)～(5) 〔略〕 3 〔略〕 4 <u>法令等</u>の規定により本人が申請行為等を行ったときは、第1項の規定による収集がなされたものとみなす。 (保有の制限) <u>第8条の2 実施機関は、個人情報を保有するに当たっては、その所掌する事務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用の目的をできる限り特定しなければならない。</u> 2 実施機関は、前項の規定により特定され
--	--

（利用及び提供の制限）

第9条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、個人情報を、第7条第1項第2号に規定する業務の目的の範囲を超えて、実施機関内部又は実施機関相互において利用（以下「目的外利用」という。）し、又は本市の実施機関以外のものに提供（以下「外部提供」という。）してはならない。

（1）〔略〕

（2）法令に定めがある場合

（3）～（5）〔略〕

2 実施機関は、目的外利用又は外部提供（以下「目的外利用等」という。）をするときは、個人情報の保護を図るため必要な条件を付さなければならない。

3 実施機関は、目的外利用等をするときは、規則で定める場合を除き、あらかじめその旨を本人に通知するとともに速やかに市長に届け出なければならない。

4 〔略〕

た利用の目的（以下「利用目的」という。）の達成に必要な範囲を超えて、個人情報
を保有してはならない。

（利用及び提供の制限）

第9条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報（保有特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）を自ら利用し、又は提供してはならない。

（1）〔略〕

（2）法令等に定めがある場合

（3）～（5）〔略〕

2 実施機関は、保有個人情報の提供をするときは、保有個人情報の提供を受ける者に対し、提供に係る個人情報の保護を図るため必要な条件を付さなければならない。

3 実施機関は、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供するときは、規則で定める場合を除き、あらかじめその旨を本人に通知するとともに速やかに市長に届け出なければならない。

4 〔略〕

（特定個人情報の利用の制限）

第9条の2 実施機関は、利用目的以外の目的のために保有特定個人情報を自ら利用してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であつて、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、利用目的以外の目的のために保有特定個人情報を自ら利用することができる。ただし、当該保有特定個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用することにより、本人又は第三者の

(適正な維持管理) 第10条 実施機関は、個人情報の収集等をするときは、個人情報の管理責任者を定めるとともに、次に掲げる事項について、必要な措置を講じなければならない。 (1) <u>個人情報</u>は、正確かつ最新のものとすること。 (2)～(3) [略] 2 実施機関は、<u>保管する必要のなくなった個人情報</u>については、速やかに廃棄又は消去する等の措置を講じなければならない。 (通信回線による結合) 第11条 実施機関は、<u>個人情報保護の必要な措置が図られ、かつ、次の各号のいずれかに該当するときを除き、届出業務に係る個人情報</u>を処理するに当たっては、本市の電子計算組織と国、他の地方公共団体その他本市以外のもの(以下「接続先機関」という。)の電子計算組織との通信回線による結合(以下「通信回線による結合」という。)をしてはならない。 (1) <u>法令に定めがあるとき。</u> (2) <u>職務執行上特に必要があり、あらかじめ審議会の意見を聴いたとき。</u> 2～4 [略] (通信回線による結合の停止等)	<u>権利利益を不当に害するおそれがあると認められる場合は、この限りでない。</u> (特定個人情報の提供の制限) 第9条の3 実施機関は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、<u>特定個人情報</u>を提供してはならない。 (適正な維持管理) 第10条 [略] (1) <u>保有個人情報</u>は、利用目的の達成に必要な範囲内で、正確かつ最新のものとすること。 (2)～(3) [略] 2 実施機関は、<u>保有する必要のなくなった個人情報</u>については、速やかに廃棄又は消去をする等の措置を講じなければならない。 (通信回線による結合) 第11条 実施機関は、<u>保有個人情報</u>を処理するに当たっては、本市の電子計算組織と国、他の地方公共団体その他本市以外のもの(以下「接続先機関」という。)の電子計算組織との通信回線による結合(以下「通信回線による結合」という。)をしてはならない。<u>ただし、次の各号に掲げる保有個人情報については、当該各号に該当し、かつ、個人情報の保護について必要な措置が講じられたときは、この限りでない。</u> (1) <u>保有個人情報(保有特定個人情報を除く。)</u> 法令等に定めがあるとき、又は職務執行上特に必要があり、あらかじめ審議会の意見を聴いたとき。 (2) <u>保有特定個人情報</u> 法令等に定めがあるとき。 2～4 [略] (通信回線による結合の停止等)
---	--

第11条の2 [略]

2 実施機関は、前項の報告又は調査により個人情報の漏えい又は不適切な利用があると認めるときは、審議会の意見を聴いて、通信回線による結合の停止等その他必要な措置を講じなければならない。ただし、緊急かつやむを得ないと認めるときは、必要な措置を講じた後、速やかに審議会にその内容を報告しなければならない。

第3章 個人情報の開示請求等の権利

（開示を請求する権利）

第12条 何人も、実施機関に対し、当該実施機関が保管する自己を本人とする個人情報の開示（閲覧、写しの交付等をいう。以下同じ。）を請求することができる。

2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人が開示請求することができないやむを得ない理由があるものとして規則で定める者（以下「法定代理人等」という。）は、本人に代わって前項の規定による開示を請求することができる。

（開示義務）

第12条の2 実施機関は、前条の規定による開示請求があったときは、開示請求に係る個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれる場合を除き、開示請求者に対し、当該個人情報を開示しなければならない。

(1) 法令により開示することができないとされている情報

(2)～(3) [略]

(4) 開示請求者以外の個人に関する情

第11条の2 [略]

2 実施機関は、前項の報告又は調査により保有個人情報の漏えい又は不適切な利用があると認めるときは、審議会の意見を聴いて、通信回線による結合の停止等その他必要な措置を講じなければならない。ただし、緊急かつやむを得ないと認めるときは、必要な措置を講じた後、速やかに審議会にその内容を報告しなければならない。

第3章 開示、訂正及び利用停止

（開示を請求する権利）

第12条 何人も、実施機関に対し、当該実施機関が保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。

2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人が前項の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができないやむを得ない理由があるものとして規則で定める者（保有特定個人情報にあっては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人。以下「法定代理人等」という。）は、本人に代わって開示請求をすることができる。

（開示義務）

第12条の2 実施機関は、開示請求があったときは、当該開示請求に係る保有個人情報に次の各号のいずれかに掲げる情報（以下「不開示情報」という。）が含まれる場合を除き、開示請求をした者（以下この条において「開示請求者」という。）に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

(1) 法令等により開示することができないとされている情報

(2)～(3) [略]

(4) [略]

報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げるものを除く。

ア 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

イ [略]

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分

ア 法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

イ [略]

ウ 当該個人が次に掲げる者（以下「公務員等」という。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務の遂行の内容に係る部分（当該氏名を公にすることにより当該公務員等の権利利益を不当に害するおそれがある場合にあっては、当該公務員等の職及び当該職務の遂行の内容に係る部分）

（ア） 国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項の国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項の行政執行法人の役員及び職員を除く。）

（イ） 独立行政法人等の役員及び職員

（ウ） 地方公務員法第2条の地方公務員

(5)～(7) [略] 2 実施機関は、開示請求に係る<u>個人情報</u>に不開示情報とそれ以外の情報とが記録されている場合に、不開示情報に該当する情報とそれ以外の情報とを合理的かつ容易に区分することができるときは、前項の規定にかかわらず、不開示情報に該当する部分を除いた部分を開示しなければならない。 (個人情報の存否に関する情報) 第12条の3 実施機関は、開示請求に係る<u>個人情報</u>が存在しているかどうかを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、<u>当該個人情報</u>の存否を明らかにしないで、<u>開示請求</u>を拒否することができる。 (訂正を請求する権利) 第13条 何人も、実施機関に対し、当該実施機関が<u>保管する自己を本人とする個人情報</u>に誤りがあると認めるときは、<u>当該個人情報の記録</u>の訂正を請求することができる。 2 [略] (削除を請求する権利) 第14条 何人も、実施機関が第6条の規定による収集等の制限を超え、又は第8条第1項及び第2項の規定に反して自己を本人とする<u>個人情報を収集したと認めるときは、当該実施機関に対しその削除を請求することができる。</u> 2 第12条第2項の規定は、前項の規定による削除の請求について準用する。 (中止を請求する権利) 第15条 何人も、実施機関が第9条第1項及び第2項の規定に反して自己を本人とす	(エ) <u>地方独立行政法人の役員及び職員</u> (5)～(7) [略] 2 実施機関は、開示請求に係る<u>保有個人情報</u>に不開示情報とそれ以外の情報とが記録されている場合に、不開示情報に該当する情報とそれ以外の情報とを合理的かつ容易に区分することができるときは、前項の規定にかかわらず、不開示情報に該当する部分を除いた部分を開示しなければならない。 (保有個人情報の存否に関する情報) 第12条の3 実施機関は、開示請求に係る<u>保有個人情報の存否</u>を答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、<u>当該保有個人情報</u>の存否を明らかにしないで、<u>当該開示請求</u>を拒否することができる。 (訂正を請求する権利) 第13条 何人も、実施機関に対し、当該実施機関が<u>保有する自己を本人とする保有個人情報</u>に誤りがあると思料するときは、<u>当該保有個人情報の訂正を請求</u>することができる。<u>ただし、当該保有個人情報の訂正に関して他の法令等の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。</u> 2 [略] (保有個人情報の訂正義務) 第14条 実施機関は、前条第1項の規定による訂正の請求があつた場合において、<u>当該訂正の請求に理由があると認めるときは、当該訂正の請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。</u> (利用停止を請求する権利) 第15条 何人も、自己を本人とする<u>保有個人情報</u>(保有特定個人情報を除く。以下こ
--	--

る個人情報の目的外利用等をしている（当該行為をしようとしている場合を含む。）と認めるときは、当該実施機関に対しその中止を請求することができる。

- 2 第12条第2項の規定は、前項の規定による中止の請求について準用する。

の条において同じ。）が次の各号のいずれかに該当する（利用又は提供については、当該利用又は提供をしようとしているときを含む。）と思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有個人情報の保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。）に関して他の法令等の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。

(1) 第6条若しくは第8条第1項及び第2項の規定に違反して収集されたとき、第6条若しくは第8条の2第2項の規定に違反して保有されているとき、又は第6条若しくは第9条第1項の規定に違反して利用されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去

(2) 第6条又は第9条第1項若しくは第2項の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止

- 2 第12条第2項の規定は、前項本文の規定による保有個人情報の利用停止の請求について準用する。

第15条の2 何人も、自己を本人とする保有特定個人情報が次の各号のいずれかに該当する（利用又は提供については、当該利用又は提供をしようとしているときを含む。）と思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有特定個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有特定個人情報の利用停止に関して他の法令等の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。

(1) 第6条若しくは第8条第1項及び第2項又は番号法第20条の規定に違反して収集されたとき、第6条若しくは第8条

	<u>の2第2項の規定に違反して保有されているとき、又は第6条若しくは第9条の2第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき 当該保有特定個人情報の利用の停止又は消去</u> <u>(2) 第6条又は第9条の3の規定に違反して提供されているとき 当該保有特定個人情報の提供の停止</u> <u>2 第12条第2項の規定は、前項本文の規定による保有特定個人情報の利用停止の請求について準用する。</u> <u>(保有個人情報の利用停止義務)</u> <u>第15条の3 実施機関は、前2条の規定による利用停止の請求があった場合において、当該利用停止の請求に理由があると認めるときは、当該実施機関における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止の請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。</u>
(請求の手続) 第16条 <u>第12条の規定による個人情報の開示、第13条の規定による個人情報の訂正、第14条の規定による個人情報の削除又は前条の規定による個人情報の目的外利用等の中止を請求しようとする者(以下「請求者」という。)</u>は、実施機関に対して本人又はその法定代理人等であることを明らかにして、規則で定める事項を記載した請求書を提出しなければならない。 (請求による一時停止) 第17条 実施機関は、<u>前条の規定による請求(開示の請求を除く。)</u>があったときは、次条の決定をするまでの間、<u>当該個人情報の利用又は提供を一時停止しなければ</u>	(請求の手続) 第16条 <u>第12条、第13条、第15条又は第15条の2の規定による請求をする者は、実施機関に対して、当該請求に係る保有個人情報の本人又はその法定代理人等であることを明らかにして、規則で定める事項を記載した請求書を提出しなければならない。</u> (請求による一時停止) 第17条 実施機関は、<u>前条の請求(開示請求を除く。)</u>があったときは、次条の決定をするまでの間、<u>当該請求に係る保有個人情報の利用又は提供を一時停止しなければ</u>

ならない。ただし、一時停止によって当該実施機関の正当な職務執行に著しい支障を生じる場合は、この限りでない。

（請求に対する決定等）

第18条 実施機関は、第16条の規定による請求があったときは、当該請求があった日の翌日から起算して開示の請求にあっては14日以内に、訂正、削除又は中止の請求にあっては30日以内に、当該請求に対する諾否の決定をしなければならない。

2 実施機関は、やむを得ない理由により前項の期間内に決定することができないときは、当該請求があった日の翌日から起算して開示の請求にあっては30日、訂正、削除又は中止の請求にあっては60日を限度として、その期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、速やかに延長の理由及び決定できる時期を請求者に通知しなければならない。

3 [略]

4 実施機関は、前項の拒否決定をした場合で、期間の経過により当該個人情報が不開示情報に該当しなくなることが明らかであるときは、併せてその該当しなくなる時期を明示しなければならない。

（決定後の手続）

第19条 実施機関は、前条第1項の規定により個人情報を開示する決定をしたときは、速やかに当該個人情報を開示しなければならない。

2 実施機関は、開示の請求に係る個人情報を直接開示することにより、当該個人情報の記録が汚損され、又は破損されるおそれがあると認めるときその他合理的な理由があるときは、前項の規定にかかわらず、当該個人情報の記録を複写等したものにより開示することができる。

ばならない。ただし、一時停止によって当該実施機関の正当な職務執行に著しい支障を生じる場合は、この限りでない。

（請求に対する決定等）

第18条 実施機関は、第16条の請求があったときは、当該請求があった日の翌日から起算して、開示請求にあっては14日以内に、訂正又は利用停止の請求にあっては30日以内に、当該請求に対する諾否の決定をしなければならない。

2 実施機関は、やむを得ない理由により前項に規定する期間内に諾否の決定をすることができないときは、当該請求があった日の翌日から起算して、開示請求にあっては30日、訂正又は利用停止の請求にあっては60日を限度として、その期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、速やかに延長の理由及び延長後の期間を当該請求をした者（以下「請求者」という。）に通知しなければならない。

3 [略]

4 実施機関は、前項の拒否決定をした場合で、期間の経過により当該保有個人情報が不開示情報に該当しなくなることが明らかであるときは、併せてその該当しなくなる時期を明示しなければならない。

（決定後の手続）

第19条 実施機関は、前条第1項の規定により保有個人情報を開示する決定をしたときは、速やかに当該保有個人情報を開示しなければならない。

2 保有個人情報の開示は、当該保有個人情報が、文書又は図画に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記録されているときはその種別、情報化の進展状況等を勘案して規則で定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による保有個人情報の開示にあって

3 実施機関は、前条第1項の規定により訂正、削除又は目的外利用等を中止する決定をしたときは、速やかにこれらの措置をとらなければならない。この場合において、実施機関は、その旨を本人及び目的外利用等によって当該個人情報を利用している者に対し通知するものとする。

は、実施機関は、当該保有個人情報記録されている文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

3 実施機関は、前条第1項の規定により訂正又は利用停止の決定をしたときは、速やかにこれらの措置をとらなければならない。

4 実施機関は、前項の措置をとった場合は、次に掲げるものに対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。ただし、実施機関が必要がないと認める場合は、この限りでない。

(1) 前項の決定に係る保有個人情報の本人

(2) 前号の保有個人情報の提供先

(他の法令等による開示の実施との調整)

第19条の2 実施機関は、法令等の規定により、開示請求者に対し開示請求に係る保有個人情報が前条第2項本文に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合（開示の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。）には、同項本文の規定にかかわらず、当該保有個人情報については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該法令等の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

2 法令等の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前条第2項本文の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

(費用の負担)

第19条の3 開示請求に係る保有個人情報が記録された公文書の写し等の交付を受ける者は、規則で定めるところにより、当該写し等の作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

(個人情報目録等の作成) 第26条 実施機関は、届出に係る<u>個人情報</u>の目録及び<u>個人情報</u>の検索に必要な資料を作成し、所定の場所に備えて市民の閲覧に供しなければならない。 (他の制度との調整) 第27条 この条例は、個人情報の閲覧、縦覧、写しの交付、訂正若しくは削除又は目的外利用等の中止(以下「<u>閲覧等</u>」という。)の手續が別に定められている場合は適用しない。 2 この条例は、図書館、公民館その他これらに類する本市の施設において現に市民の利用に供する目的をもって<u>収集、整理又は保存している図書、図画等に記録されている個人情報</u>の<u>閲覧等</u>については適用しない。 (費用の負担) 第30条 第12条第1項に規定する<u>個人情報の開示に係る公文書の閲覧に関する手数料</u>は、無料とする。 2 前項の公文書の写し等の作成及び送付に関する費用は、請求者の負担とする。 第31条～第32条 [略] 第33条 前条各号に規定する者が、その業務に関して知り得た<u>個人情報(公文書に記録されたものに限る。)</u>を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。 第34条 [略] 第35条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して<u>第32条又は第33条</u>の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して	2 第16条の請求に係る手数料は、無料とする。 (個人情報目録等の作成) 第26条 実施機関は、届出に係る<u>保有個人情報</u>の目録及び<u>保有個人情報</u>の検索に必要な資料を作成し、所定の場所に備えて市民の閲覧に供しなければならない。 (適用除外) 第27条 この条例は、図書館、公民館その他これらに類する本市の施設において現に市民の利用に供する目的をもって<u>収集し、整理し、又は保存している文書、図画等に記録されている保有個人情報</u>の<u>開示、訂正又は利用停止</u>については適用しない。 第30条～第31条 [略] 第32条 前条各号に規定する者が、その業務に関して知り得た<u>保有個人情報</u>を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。 第33条 [略] 第34条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して<u>第31条又は第32条</u>の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して
---	---

各本条の罰金刑を科する。 第36条 偽りその他不正の手段により開示 決定に基づく <u>公文書に記録された個人情報</u> の開示を受けた者は、5万円以下の過料 に処する。	各本条の罰金刑を科する。 第35条 偽りその他不正の手段により開示 決定に基づく <u>保有個人情報の開示</u> を受け た者は、5万円以下の過料に処する。
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄 中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分 を当該改正後部分に改める。 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。 3 条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等又はこれらの条名等及びこれ らの条名等の間にある全ての条名等を順次示したものとする。 4 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。	

付 則

この条例は、平成27年10月5日から施行する。

那覇市条例第36号

平成27年 7 月15日

那覇市子ども医療費助成条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市子ども医療費助成条例の一部を改正する条例

那覇市子ども医療費助成条例(平成5年那覇市条例第14号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(用語の<u>意義</u>) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)～(3) [略] (4) その他の医療に関する法令の規定 <u>次に掲げる規定をいう。</u> ア <u>児童福祉法(昭和22年法律第164号)第20条、第21条の5及び第56条第1項</u> イ <u>母子保健法(昭和40年法律第141号)第20条及び第21条の4第1項</u> ウ <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第58条第1項</u> (5)～(8) [略] (助成対象者) 第3条 [略] 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、助成対象者とし ない。 (1) [略] (2) 6歳に達した日以後の最初の4月1日 <u>以降にある</u>こどもで、那覇市母子及び父子家庭等医療費助成条例(平成7年那覇市条例第15号)による医療費の助成を受けることができる <u>こどもの保護者</u> (3)～(4) [略] (助成の範囲) 第4条 市長は、<u>前条に規定する助成対象者のこどもに係る医療費(こどもが4歳に達する日の属する月の翌月1日以後の者である場合にあっては、入院に係る医療費に限る。)</u>につき、助成対象者が一部負担	(用語の<u>定義</u>) 第2条 [略] (1)～(3) [略] (4) その他の医療に関する法令の規定 <u>規則で定める法令の規定をいう。</u> (5)～(8) [略] (助成対象者) 第3条 [略] 2 [略] (1) [略] (2) 6歳に<u>達する</u>日以後の最初の3月31日を経過したこどもで、那覇市母子及び父子家庭等医療費助成条例(平成7年那覇市条例第15号)による医療費の助成を受けることができる <u>ものの保護者</u> (3)～(4) [略] (助成の範囲) 第4条 市長は、助成対象者のこどもに係る医療費(こどもが6歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した者である場合にあっては、入院に係る医療費に限る。)につき、助成対象者が一部負担金を支払

金を支払った場合において、当該支払額（高額療養費及び付加給付等があるときは、その額を控除した額）を助成する。ただし、<u>3歳児（3歳に達する日の属する月の翌月1日から4歳に達する日の属する月の末日までの者）</u>については、規則で定める額を控除した額を助成する。 2～3 〔略〕	った場合において、当該支払額（高額療養費及び付加給付等があるときは、その額を控除した額）を助成する。ただし、<u>3歳以上の就学前児（3歳に達する日の属する月の翌月1日から6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。）</u>については、規則で定める額を控除した額を助成する。 2～3 〔略〕
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。	

付 則

（施行期日）

- 1 この条例中、第2条及び第3条の改正規定は公布の日から、第4条の改正規定は平成27年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第4条の規定は、平成27年10月診療分以後の医療費の助成について適用し、同月診療分前の医療費の助成については、なお従前の例による。

那覇市条例第37号

平成27年 7 月 15 日

那覇市介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市介護保険条例の一部を改正する条例

那覇市介護保険条例(平成12年那覇市条例第27号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(居宅介護サービス費等の額の特例) 第3条 介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第50条の規定により読み替えられた<u>同条各号</u>において規定する割合は、100分の90を超え100分の100以下の範囲内において、規則で定める。 (介護予防サービス費等の額の特例) 第4条 <u>法第60条</u>の規定により読み替えられた<u>同条各号</u>において規定する割合は、100分の90を超え100分の100以下の範囲内において、規則で定める。	(居宅介護サービス費等の額の特例) 第3条 介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第50条第1項の規定により読み替えられた<u>法第49条の2各号</u>において規定する割合は、100分の90を超え100分の100以下の範囲内において、規則で定める。 <u>2 法第50条第2項の規定により読み替えられた法第49条の2各号において規定する割合は、100分の80を超え100分の100以下の範囲内において、規則で定める。</u> (介護予防サービス費等の額の特例) 第4条 <u>法第60条第1項</u>の規定により読み替えられた<u>法第59条の2各号</u>において規定する割合は、100分の90を超え100分の100以下の範囲内において、規則で定める。 <u>2 法第60条第2項の規定により読み替えられた法第59条の2各号において規定する割合は、100分の80を超え100分の100以下の範囲内において、規則で定める。</u>
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。	

付 則

この条例は、平成27年8月1日から施行する。

那覇市条例第38号

平成27年 7 月15日

那覇市食品衛生法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市食品衛生法施行条例の一部を改正する条例

那覇市食品衛生法施行条例(平成24年那覇市条例第59号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(公衆衛生上講ずべき措置に関する基準) 第2条 法第50条第2項の規定により条例で定める基準は、別表のとおりとする。ただし、市長が公衆衛生上支障がないと認めるときは、この基準の一部を緩和することができる。 (食品衛生検査施設の設備及び職員配置基準) 第3条 政令第8条第1項に規定する食品衛生検査施設の設備の基準は、次に掲げるとおりとする。 (1)～(2) 〔略〕	(公衆衛生上講ずべき措置に関する基準) 第2条 法第50条第2項の公衆衛生上講ずべき措置に関する基準は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める基準とする。 (1) 危害分析・重要管理点方式(食品の安全性を確保する上で重要な危害の原因となる物質及び当該危害が発生するおそれのある製造工程の特定、評価及び管理を行う衛生管理の方式をいう。以下同じ。)を用いて衛生管理を行う場合 別表第1に定める基準 (2) 危害分析・重要管理点方式を用いずに衛生管理を行う場合 別表第2に定める基準 2 前項の規定にかかわらず、自動販売機(食品を自動的に保存し、調理し、加工し、製造し、又は販売する機械をいう。以下同じ。)を用いて営業する場合における前項の条例で定める基準は、別表第3のとおりとする。 3 市長は、前2項の規定にかかわらず、営業の形態その他特別の事情により公衆衛生上支障がないと認めるときは、前2項の規定により定める基準について、当該基準の一部を緩和し、又は適用しないことができる。 (食品衛生検査施設の設備及び職員配置基準) 第3条 食品衛生法施行令第8条第1項の規定により条例で定める食品衛生検査施設の設備に関する基準は、次のとおりとする。 (1)～(2) 〔略〕

2 政令第8条第1項に規定する食品衛生検査施設の職員の配置の基準は、検査又は試験のために必要な職員を置くこととする。

別表(第2条関係)

公衆衛生上講ずべき措置に関する基準

第1 施設等における衛生管理

1 一般事項

(1) [略]

(2) 設備及び機械器具類(法第4条第4項に規定する器具及び食品又は添加物の取扱いの用に供されている物で食品又は添加物に直接接触しない機械、器具その他の物をいう。以下同じ。)の構造及び材質並びに取り扱う食品、添加物及び容器包装の特性を考慮し、これらの適切な清掃、洗浄及び消毒の方法を定め、必要に応じ手順書を作成すること。

(3) 前号に定める方法が適切かつ有効であるか、必要に応じ、評価すること。

(4) [略]

2 施設の衛生管理

(1)～(4) [略]

(5) 窓及び出入口は、開放しないこと。
ただし、やむを得ず開放する場合は、ほこり、ねずみ、昆虫等の侵入を防止

2 前項の食品衛生検査施設の職員の配置の基準は、検査又は試験のために必要な職員を置くこととする。

別表第1(第2条関係)

危害分析・重要管理点方式を用いて衛生管理を行う場合の基準

第1 [略]

1 [略]

(1) [略]

(2) 設備及び機械器具類(法第4条第4項の器具及び食品又は添加物の取扱いの用に供されている物で食品又は添加物に直接接触しない機械、器具その他のものをいう。以下同じ。)の構造及び材質並びに取り扱う食品、添加物及び容器包装の特性を考慮し、これらの適切な清掃、洗浄及び消毒の方法を定め、必要に応じ手順書を作成すること。

(3) 前号の手順書の作成に当たっては、次に掲げる事項を記載することとし、必要に応じ、専門家の意見を聴くこと。

ア 清掃、洗浄及び消毒を行う場所、機械器具及び作業責任者

イ 清掃、洗浄及び消毒の方法及び頻度

ウ 清掃、洗浄及び消毒が適切に行われたことを確認する方法

エ その他必要な事項

(4) 第2号の規定により定めた方法が適切かつ有効であるか、必要に応じ、評価すること。

(5) [略]

2 [略]

(1)～(4) [略]

(5) 窓及び出入口は、開放しないこと。
ただし、やむを得ず開放する場合は、じん埃、ねずみ、昆虫等の侵入を防止

する措置を講ずること。

(6)～(8) [略]

3 設備及び機械器具類の衛生管理

(1)～(5) [略]

(6) 包丁、まな板その他の調理に使用する器具(以下「包丁等」という。)は、熱湯の使用その他の適切な方法により消毒し、乾燥させること。この場合において、食品及び添加物に直接接触れる包丁等は、食品衛生上の危害の発生の原因となるおそれのあるものが付着する都度又は作業の終了後に洗浄及び消毒を十分に行うこと。

(7)～(11) [略]

する措置を講ずること。

(6)～(8) [略]

3 [略]

(1)～(5) [略]

(6) 包丁、まな板その他の調理に使用する器具(以下「包丁等」という。)、ふきん、保護防具等は、熱湯の使用その他の適切な方法により消毒し、乾燥させること。この場合において、食品及び添加物に直接接触れる包丁等、ふきん、保護防具等は、食品衛生上の危害の発生の原因となるおそれのあるものが付着する都度及び作業の終了後に洗浄及び消毒を十分に行うこと。

(7)～(11) [略]

4 使用水等の管理

(1) 作業場で使用する水は、食品製造用水(食品、添加物等の規格基準(昭和34年厚生省告示第370号)に定める食品製造用水をいう。以下同じ。)であること。ただし、次に掲げる場合で、使用する水が食品及び添加物に直接接触れる水に混入しないようにするときは、この限りでない。

ア 暖房用蒸気、防火用水等の食品製造に直接関係のない目的で使用する場合

イ 冷却並びに食品及び添加物の安全に影響を及ぼさない工程において使用する場合

(2) 水道水(水道法(昭和32年法律第177号)第4条第1項の水道により供給される水をいう。)以外の水を使用する場合(前号ただし書に該当する場合を除く。)は、次の措置を講ずること。

ア 使用する水を食品製造用水とするため、ろ過、殺菌その他の措置を講じ、ろ過、殺菌等のための装置が正常に作動しているかを定期的に確認し、及び記録すること。

4 ねずみ、昆虫等の対策

(1) 〔略〕

(2) ねずみ、昆虫等の駆除作業を年2回以上実施し、その記録を1年間保存するとともに、ねずみ、昆虫等の発生を認めたときは、直ちに駆除すること。

イ 年1回(食品の冷凍又は冷蔵業、マーガリン又はショートニング製造業(専らショートニング製造を行うものを除く。))及び食用油脂製造業にあっては、4月に1回)以上の水質検査を行うこと。ただし、水が汚染されたおそれがある場合には、その都度水質検査を行うこと。

ウ 水質検査の結果を記載した書類は、1年間(取り扱う販売食品等の賞味期限を考慮した流通期間(当該販売食品等が流通する期間をいう。以下同じ。))が1年以上の場合にあっては、当該流通期間)保存すること。

(3) 前号イの水質検査の結果により、使用する水が食品製造用水の基準に適合しなくなったときは、直ちに当該水の使用を中止し、保健所長の指示を受け、適切な措置を講ずること。

(4) 貯水槽を使用する場合は、定期的に清掃し、清潔に保つこと。

(5) 飲食の用に供し、又は食品及び添加物に直接接触する氷は、食品製造用水から作り、衛生的に取り扱い、貯蔵すること。

(6) 使用した水を再利用する場合は、食品の安全性に影響しないよう必要な処理を行うこととし、当該処理の工程を適切に管理すること。

5 〔略〕

(1) 〔略〕

(2) ねずみ、昆虫等の駆除作業を年2回以上実施すること。ただし、建築物において考えられる有効かつ適切な技術の組み合わせ、ねずみ、昆虫等の生息調査結果を踏まえ対策を講ずること等により、確実に駆除の目的が達成できる場合は、その施設の状況に応じた方法及び頻度で駆除作業を実施することができる。

(3)～(4) 〔略〕 5 廃棄物及び排水の取扱い 6 販売食品等の取扱い (1) 原材料の仕入れに当たっては、品質、鮮度、表示その他の食品衛生上必要な事項について点検し、点検状況を記録すること。 (2) 原材料は、適切なものを選択し、保存に当たっては、当該原材料に適した状態及び方法で行うこと。 (3) 食品、添加物及び器具を直に床に置かないこと。 (4) 冷蔵庫、冷蔵室、冷凍庫及び冷凍室内では、相互汚染が生じないよう食品ごとに区分して保存すること。 (5) 添加物を使用する場合は、正確に計量し、適正に使用すること。 (6) 食品及び添加物は、その特性に応じ、作業の各過程における温度、時間、消費期限等の管理を適正に行うこと。 (7) 食品衛生上特に影響を与えるおそれのある冷却、加熱、乾燥その他の工程の管理について十分配慮すること。 (8) 食品間の相互汚染を防止するため、次の事項に配慮すること。 ア 未加熱又は未加工の原材料は、そのまま摂取される食品と区分して取り扱うこと。 イ 製造、加工又は調理を行う場所は、食品又は添加物の取扱いに従事する者(以下「従事者」という。)以外の者が立ち入ることのないようにする	(3) 前号の規定にかかわらず、ねずみ、昆虫等の発生を認めたときは、販売食品等に影響を及ぼさないように、直ちに駆除すること。 (4) 第2号の駆除作業及び前号の規定による駆除に関する記録を作成し、1年間保存すること。 (5)～(6) 〔略〕 6 〔略〕
--	--

こと。ただし、従事者以外の者の立
入りにより販売食品等を汚染するお
それがない場合は、この限りでない。

ウ 製造、加工又は調理を行う場所に
立ち入るときは、手洗いその他の衛
生上必要な措置を講ずること。

エ 未加熱の食肉等を取り扱った設備
及び機械器具類は、別の食品及び添
加物を取り扱う前に必要な洗浄及び
消毒を行うこと。

(9) 原材料は、消費期限、賞味期限、使
用期限等に応じて、適切な順序で使用
できるよう保管すること。

(10) 器具及び容器包装は、製品を汚染
又は損傷から保護し、適切な表示が行
えるものを使用することとし、再使用
が可能な器具及び容器包装にあって
は、洗浄及び消毒が容易なものをうい
ること。

(11) 販売食品等の製造又は加工に当た
っては、次の事項を実施すること。

ア 原材料及び製品への異物の混入を
防止するための措置を講じ、必要に
応じ、検査すること。

イ 原材料、製品及び容器包装をロッ
トごとに管理するとともに、その記
録を作成し、保存すること。

ウ 製品ごとにその特性、製造及び加
工の手順、原材料等について記載し
た製品説明書を作成し、保存するこ
と。

エ 分割し、細切された食肉等は、異
物の混入がないかを確認すること。
この場合において、異物が認められ
たときは、汚染の可能性がある部分
を廃棄すること。

オ 原材料として使用していない特定
原材料に由来するアレルギー物質が
製造工程において混入しないよう措
置を講ずること。

(12) 原材料及び製品について定期的に自主検査を行い、規格基準等への適合性を確認し、その結果を記録するよう努めること。

7 使用水等の管理

(1) 作業場で使用する水は、飲用適の水（食品、添加物等の規格基準(昭和34年厚生省告示第370号)に定める清涼飲料水の製造基準に規定する飲用適の水をいう。以下同じ。)であること。ただし、次に掲げる場合で、使用する水が食品及び添加物に直接触れる水に混入しないようにするときは、この限りでない。

ア 暖房用蒸気、防火用水等の食品製造に直接関係のない目的で使用する場合

イ 冷却並びに食品及び添加物の安全に影響を及ぼさない工程において使用する場合

(2) 水道水(水道法(昭和32年法律第177号)に規定する水道により供給される水をいう。)以外の水を使用する場合(前号ただし書に規定する場合を除く。)は、次の措置を講ずること。

ア 使用する水を飲用適の水とするため、ろ過、殺菌その他の措置を講ずること。

イ 年1回以上水質検査を行うこと。ただし、水が汚染されたおそれがある場合には、その都度水質検査を行うこと。

ウ 水質検査の結果を記載した書類は、1年間(取り扱う販売食品等の賞味期限を考慮した流通期間(当該販売食品等が流通する期間をいう。以下同じ。))が1年以上の場合にあっては、当該流通期間)保存すること。

(3) 前号イの水質検査の結果により、使用する水が飲用不適となったときは、直ちに当該水の使用を中止し、保健所

<u>長の指示を受け、適切な措置を講ずること。</u> <u>(4) 貯水槽を使用する場合は、定期的に清掃し、清潔に保つこと。</u> <u>(5) 飲食の用に供し、又は食品及び添加物に直接接触する氷は、飲用適の水から作り、衛生的に取り扱い、貯蔵すること。</u> <u>(6) 使用した水を再利用する場合にあつては、食品の安全性に影響しないよう必要な処理を行うこととし、当該処理の工程を適切に管理すること。</u> 8 食品衛生責任者の設置 (1) 営業者（<u>法第48条第1項の規定により食品衛生管理者を置かなければならない営業者を除く。以下この項において同じ。</u>）は、施設又はその部門ごとに、当該施設の従事者のうちから規則で定める資格要件を満たすものを食品衛生に関する責任者（以下「食品衛生責任者」という。）として定めること。ただし、営業者が自ら食品衛生責任者となって管理する施設又は部門については、この限りでない。 (2)～(4) [略] 9 販売食品等に係る記録の作成及び保存 <u>(1) 食品衛生上の危害の発生の防止に必要な限度において、販売食品等の仕</u>	7 [略] (1) 営業者（<u>法第4条第8項の営業者をいい、法第48条第1項の規定により食品衛生管理者を置かなければならない営業者を除く。以下この項において同じ。</u>）は、施設又はその部門ごとに、当該施設の従事者（<u>食品又は添加物の取扱いに従事する者をいう。以下同じ。</u>）のうちから規則で定める資格要件を満たすものを食品衛生に関する責任者（<u>以下この表及び別表第2において「食品衛生責任者」という。</u>）として定めること。ただし、営業者が自ら食品衛生責任者となって管理する施設又は部門については、この限りでない。 (2)～(4) [略] <u>(5) 営業者は、前号に規定する食品衛生責任者の意見を尊重すること。</u> 8 危害分析・重要管理点方式を用いて衛生管理を実施する班の編成 <u>食品衛生管理者（法第48条第1項の食品衛生管理者をいう。以下同じ。）、食品衛生責任者その他の製品についての知識及び専門的な技術を有する者により構成される班を編成すること。</u> 9 製品説明書及び製造工程一覧図の作成 <u>(1) 製品について、原材料等の組成、物理的及び化学的性質（水分活性、pH等を</u>
--	---

入元、製造又は加工等の状態、出荷又は販売先その他必要な事項に関する記録を作成し、保存するよう努めること。

(2) 前号の記録の保存期間は、販売食品等の消費期限、賞味期限等流通実態に応じて合理的な期間を設定すること。

(3) 食中毒等の食品衛生上の危害の発生を防止するため、保健所長から要請があった場合には、第1号の記録を提出すること。

(4) 製造又は加工した販売食品等について自主検査を行った場合には、その記録を保存するよう努めること。

10 回収及び廃棄

(1) 販売食品等に起因する食品衛生上の問題が発生した場合において、当該販売食品等を迅速かつ適切に回収できるよう、回収に係る責任体制、具体的な回収方法及び保健所その他の行政機関(以下「保健所等」という。)への報告等の手順を定めること。

(2) 回収された販売食品等は、それ以外の販売食品等と明確に区別して保管し、保健所等の指示に従って適切に廃棄等の措置を講ずること。

(3) 営業者は、販売食品等の回収を行う際は、消費者への注意喚起等のため、必要に応じ、当該回収に関する情報を公表すること。

いう。)、殺菌及び静菌処理(加熱処理、凍結、加塩、くん煙等をいう。)、包装、保存性、保管条件、流通方法等の安全性に関する必要な事項、想定される製品の使用方法、消費者層等を記載した製品説明書を作成すること。

(2) 製品の全ての製造工程を記載した製造工程一覧図を作成すること。

(3) 前号の製造工程一覧図について、実際の製造工程及び施設設備の配置に照らし合わせて適切か否かの確認を行い、適切でない場合には、当該製造工程一覧図の修正を行うこと。

10 販売食品等の取扱い

次に掲げる方法により食品の製造工程における全ての潜在的な危害の原因となる物質を列挙し、危害分析を実施して特定された危害の原因となる物質を管理すること。

(1) 製造工程ごとに発生するおそれのある全ての危害の原因となる物質のリスト(以下「危害要因リスト」という。)を作成し、健康に悪影響を及ぼす可能性及び前項第1号に規定する製品の特性等を考慮し、各製造工程における食品衛生上の危害の原因となる物質(以下「危害原因物質」という。)を特定すること。

(2) 前号の規定により特定された危害原因物質について、食品衛生上の危害が発生するおそれのある製造工程ごとに、当該危害原因物質及び危害の発生を防止するための措置(以下「管理措置」という。)を検討し、危害要因リストに記載すること。

(3) 第1号の規定により特定された危害原因物質による危害の発生を防止するため、製造工程のうちモニタリング(製造工程に係る管理措置の実施状況の連続的又は相当の頻度の確認をいう。以下同じ。)を必要とするもの(以下「重

要管理点」という。)を定めるとともに、重要管理点を定めない場合には、その理由を記載した文書を作成すること。

(4) 重要管理点の設定に当たっては、同一の危害の原因となる物質を管理するための重要管理点は、複数存在する可能性があることに配慮するとともに、定めようとする重要管理点における管理措置によっても危害原因物質を十分に管理できないときは、当該重要管理点又はその前後の製造工程において適切な措置が設定できるよう、製品又は製造工程を見直すこと。

(5) 個々の重要管理点について、危害原因物質を許容できる範囲まで低減し、又は排除するための基準(以下「管理基準」という。)を設定すること。この場合において、管理基準は、温度、時間、水分活性、pHその他の測定できる客観的指標又は官能検査(食品の性質について視覚、味覚その他の人の感覚器官を用いて実施される検査をいう。)に基づくものとする。

(6) 管理基準の遵守状況の確認又は管理基準の遵守がされていない製造工程を経て製造された製品の出荷を防止できるよう、モニタリングの方法を設定するとともに、当該モニタリングを適切に実施し、その結果を全て記録すること。この場合において、当該モニタリングを実施した担当者及び責任者に署名を行わせること。

(7) モニタリングにより重要管理点に係る管理措置が適切に講じられていないと認められたときに講ずべき措置(管理基準の不遵守により影響を受けた製品の適切な処理を含む。)を重要管理点ごとに設定し、必要に応じて適切に実施すること。

(8) 製品の危害分析・重要管理点方式に

11 管理運営要領の作成

- (1) [略]
- (2) 定期的にふき取り検査等を実施し、施設及び販売食品等の取扱いに係る衛生状態を確認することにより、前号の管理運営要領の効果を検証し、必要に応じ、その内容を見直すこと。

11 管理運営要領の作成等

- (1) [略]
- (2) 定期的にふき取り検査等を実施し、施設の衛生状態を確認することにより、前号の規定により作成した管理運営要領の効果を検証し、必要に応じ、その内容を見直すこと。

12 記録の作成及び保存

- (1) 第10項第1号及び第2号の規定による危害要因リストの作成、同項第3号の規定による重要管理点の設定及び同項第5号の規定による管理基準の設定について記録を作成し、及び保存すること。
- (2) 第10項第6号のモニタリングの結果、同項第7号の措置及び同項第8号の検証について記録を作成し、及び保存すること。
- (3) 食品衛生上の危害の発生の防止に必要な限度において、取り扱う食品に係る仕入元、製造又は加工の状態、出荷又は販売先その他必要な事項に関する記録を作成し、及び保存するよう努めること。
- (4) 前3号の記録の保存期間は、取り扱う販売食品等の消費期限、賞味期限等に応じて合理的な期間を設定すること。
- (5) 食中毒等の食品衛生上の危害の発生を防止するため、保健所その他の行政機関(以下「保健所等」という。)から要請があった場合は、第1号から第3号までの記録を提出すること。

13 回収及び廃棄

- (1) 販売食品等に起因する食品衛生上の問題が発生した場合において、消費者に対する健康被害を未然に防止する

	<u>観点から当該問題に係る製品を迅速かつ適切に回収できるよう、回収に係る責任体制、具体的な回収方法及び保健所等への報告等の手順を定めること。</u> (2) <u>販売食品等に起因する食品衛生上の危害が発生した場合において、回収した製品に関し、廃棄その他必要な措置を的確かつ迅速に行うこと。</u> (3) <u>前号の場合においては、回収した製品をそれ以外の製品と明確に区別して保管し、保健所等の指示に従って適切に対処すること。</u> (4) <u>営業者（法第4条第8項の営業者をいう。以下同じ。）は、販売食品等を回収する場合は、消費者への注意喚起等のため、必要に応じ、当該回収に関する情報を公表すること。</u>
<u>12 検食の実施</u> (1) 飲食店営業のうち仕出屋又は弁当屋（第3号に規定する飲食店営業を除く。）にあつては、販売された食品の安全性を必要に応じ検査するため試料の用に供される食品（以下「検食」という。）を当該販売された食品を販売した時から起算して72時間以上（72時間を経過した時間の属する日が休日（那覇市の休日を定める条例（平成3年那覇市条例第33号）第1条に定める休日という。）又は休業日に当たる場合は、その日後においてその日に最も近い休日又は休業日でない日まで）冷蔵保存又は冷凍保存すること。 (2)～(4) [略]	<u>14 [略]</u> (1) 飲食店営業のうち仕出屋又は弁当屋（第3号に規定する飲食店営業を除く。）にあつては、販売された食品の安全性を必要に応じ検査するため試料の用に供される食品（以下「検食」という。）を当該販売された食品を販売した時から起算して72時間以上（72時間を経過した時間の属する日が休日（那覇市の休日を定める条例（平成3年那覇市条例第33号）第1条に定める休日という。）又は休業日に当たる場合は、その日後においてその日に最も近い休日又は休業日でない日まで）冷蔵保存し、又は冷凍保存すること。<u>この場合において、検食のうち原材料については、洗浄殺菌等を行わず、購入した状態で保存すること。</u> (2)～(4) [略]
<u>13 健康被害の連絡に係る報告</u> <u>販売食品等について消費者から健康被害（当該販売食品等に起因し、又はその疑いがあると医師が診断したものに限る。）</u>	<u>15 情報の提供及び報告</u> (1) <u>消費者に対し、販売食品等についての安全性に関する情報提供に努めること。</u>

を生じた旨の連絡があった場合は、その旨を保健所等へ直ちに報告すること。

第2 従事者等の衛生管理

1 健康管理

(1)～(2) [略]

(3) 従事者が食中毒が疑われる症状又は飲食物を介して感染するおそれのある疾患に感染したことが疑われる症状を呈しているときは、その旨を営業者、食品衛生管理者又は食品衛生責任者に報告させ、当該従事者を食品を取り扱う作業に従事させないようにするとともに、医師の診断を受けさせること。

(2) 製造、加工又は輸入をした販売食品等に関し、消費者からの健康被害(当該販売食品等に起因し、又はその疑いがあると医師が診断したものに限る。)を生じた旨の連絡があった場合又は法の規定に違反する事態が発生した場合は、その旨を保健所等へ直ちに報告すること。

(3) 製造、加工又は輸入をした食品に関し、異味又は異臭の発生、異物の混入その他の苦情(健康被害につながるおそれが否定できないものに限る。)を消費者から受けた場合は、その旨を保健所等へ速やかに報告すること。

第2 [略]

(1)～(2) [略]

(3) 次に掲げる症状を呈している従事者については、その旨を営業者、食品衛生管理者、食品衛生責任者等に報告させ、当該従事者を食品の製造、加工又は調理の作業に従事させないようにするとともに、医師の診断を受けさせること。

ア 黄疸^{だん}

イ 下痢

ウ 腹痛

エ 発熱

オ 喉の痛み(発熱を伴うものに限る。)

カ やけど、切り傷その他の皮膚の外傷で、当該外傷からの感染が疑われるもの

キ 耳、目又は鼻からの分泌(病的なものに限る。)

ク 吐き気又はおう吐

(4) 皮膚の外傷がある従事者のうち前号カに該当しないものを食品の取扱作業に従事させる場合は、当該外傷のあ

(4) 従事者が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号) 第6条に規定する一類感染症、二類感染症若しくは三類感染症の患者又は無症状病原体保有者であることが判明したときは、当該従事者が感染症の病原体を保有していないことが判明するまで食品及び添加物に直接触れる作業に従事させないこと。

2 作業時の衛生管理

(1) 従事者は、作業中は清潔な作業着を着用し、作業場では専用の履物を用いることとし、必要に応じ、マスク及び帽子を着用すること。

(2) [略]

(3) 従事者が使用する手袋は、原則として食肉等に直接接触する部分が繊維製品その他洗浄及び消毒することが困難なものでないこと。

(4) [略]

(5) 従事者は、作業前、用便直後及び汚染の原因物質が付着しているものを取り扱った後は、必ず手指の洗浄及び消毒を行うこと。

(6)～(7) [略]

(8) 従事者以外の者が施設に立ち入る場合は、必要に応じ、前各号の規定に従わせること。

3 教育訓練

(1) 営業者、食品衛生管理者又は食品衛生責任者は、従事者に対し、販売食品等の衛生的な取扱方法、汚染防止の方法等食品衛生上必要な事項に関する衛生教育を実施すること。

る部位を耐水性を有する被覆材で覆うこと。

(5) 従事者が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号) 第18条第1項に規定する感染症の患者又は無症状病原体保有者であることが判明したときは、当該従事者を同条第2項に規定する期間、食品及び添加物に直接触れる作業に従事させないこと。

(6) 従事者は、作業中は清潔な作業着、帽子、マスク等を着用し、作業場内では専用の履物を用いるとともに、汚染区域(便所を含む。)にはそのまま入らないこと。

(7) [略]

(8) 従事者は、原材料等が直接接触する部分が繊維製品その他洗浄消毒が困難な素材の手袋を原則として使用しないこと。

(9) [略]

(10) 従事者は、作業前、用便直後及び汚染の原因物質が付着しているものを取り扱った後は、必ず手指の洗浄及び消毒並びに使い捨て手袋の交換を行うこと。

(11)～(12) [略]

(13) 従事者以外の者が施設に立ち入る場合は、必要に応じ、適切な場所で清潔な専用衣に着替えさせ、前各号の規定に従わせること。

第3 従事者の教育訓練

(1) 営業者、食品衛生管理者又は食品衛生責任者は、従事者に対し、販売食品等の衛生的な取扱方法及び汚染防止の方法、適切な手洗いの方法、健康管理の方法その他の食品衛生上必要な事項

(2) <u>洗浄剤、消毒剤その他の化学物質を取り扱う者</u>に対しては、その安全な取扱いについての教育訓練を実施すること。 (3) <u>営業者、食品衛生管理者又は食品衛生責任者は、教育訓練の効果について定期的に評価し、必要に応じ教育訓練の内容を見直すこと。</u> 第3 <u>運搬、販売等の衛生管理</u> 1 <u>販売食品等の運搬</u> (1)～(3) [略] (4) <u>運搬中の食品が、ほこり、排気ガスその他の物質により汚染されないよう管理すること。</u> (5)～(6) [略] (7) <u>運搬に当たっては、温度、湿度、所要時間の管理に留意すること。</u> (8) [略] 2～3 [略] 第4 <u>自動販売機の衛生管理</u> 1 <u>自動販売機の設置場所は、定期的に清掃し、常に衛生上支障のないように維持すること。</u> 2 <u>自動販売機の設置場所には、不必要なものを置かないこと。</u> 3 <u>照明、換気等は、適正に行うこと。</u> 4 <u>ストロー、紙コップその他の飲食の用に供される容器等は、衛生上適正に管理すること。</u> 5 <u>自動販売機は、常に点検・整備を行い、故障、破損等があった場合は、速やかに補修すること。</u> 6 <u>食品（容器包装詰加圧加熱殺菌食品、瓶詰食品及び缶詰食品（以下「容器包装詰加</u>	に関する衛生教育を実施すること。 (2) <u>前号の衛生教育には、第1の第1項第2号、第6項第1号、第10項、第11項及び第13項第1号に規定する各種手順等に関する事項を含むものとする。</u> (3) <u>従事者のうち、洗浄剤、消毒剤その他の化学物質を取り扱うものに対しては、その安全な取扱いについての教育訓練を実施すること。</u> (4) <u>営業者、食品衛生管理者又は食品衛生責任者は、衛生教育及び教育訓練の効果について定期的に評価し、必要に応じその内容を見直すこと。</u> 第4 [略] 1 [略] (1)～(3) [略] (4) <u>運搬中の食品が、じん埃、排気ガスその他の物質により汚染されないよう管理すること。</u> (5)～(6) [略] (7) <u>運搬に当たっては、温度、湿度及び所要時間の管理に留意すること。</u> (8) [略] 2～3 [略]
--	---

圧加熱殺菌食品等」という。）を除く。）を冷凍し、冷蔵し、又は温蔵して保存する自動販売機は、次に掲げる所定の温度が保たれるよう定期的に点検すること。

(1) 冷凍して保存する自動販売機 摂氏零下15度以下。ただし、小分けして完全に密封して包装した後に急速冷凍した食肉(以下「包装冷凍食肉」という。)及び完全に密封して包装した後に急速冷凍した魚介類にあっては、摂氏零下18度以下とする。

(2) 冷蔵して保存する自動販売機 摂氏10度以下

(3) 温蔵して保存する自動販売機 摂氏63度以上

7 自動販売機の中で食品に直接接触する部分は、分解又は循環方式により1日1回以上洗浄及び消毒を行うこと。

8 カートリッジ式給水タンク(自動販売機に水を供給するために装置される容器であつて、取り外して用いることができるものをいう。)を使用するものにあっては、当該給水タンク及びこれと自動販売機の本体との連結部分は、衛生上適正に管理すること。

9 自動販売機に収納されている食品の消費期限、保存温度等の点検を定期的に行い、点検状況を記録すること。

10 自動販売機で販売する弁当(容器包装詰加圧加熱殺菌食品等及び冷凍したものを除く。以下同じ。)の自動販売機への収納又は回収を行うに当たっては、その品名、数量、消費期限、製造所の所在地、製造者の氏名又は名称、収納又は回収の日時及び回収後の措置の内容をその都度記録し、その記録を3月間保存すること。

11 自動販売機で冷凍し、冷蔵し、又は温蔵して販売する食品(容器包装詰加圧加熱殺菌食品等を除く。)の取扱いは、次によること。

(1) <u>食品の収納に当たっては、食品を収納する部分の温度が所定の温度になった後に収納すること。</u> (2) <u>食品を収納する部分が所定の温度を保持していないことを確認した場合は、既に収納されている食品は、販売しないこと。</u> 12 <u>自動販売機で販売する弁当の取扱い</u> <u>は、次によること。</u> (1) <u>冷蔵し、又は温蔵して販売すること。</u> (2) <u>自動販売機への追加収納は、行わないこと。</u> (3) <u>自動販売機への収納は、製造後速やかに行うこと。</u> (4) <u>製造所から自動販売機へ収納するまでの運搬中の弁当の温度は、自動販売機で冷蔵して販売する場合にあっては摂氏10度以下、温蔵して販売する場合にあっては摂氏63度以上に保つこと。</u> 13 <u>包装冷凍食肉は、自動販売機内の錠の付いた収納部に保管すること。</u> 14 <u>包装冷凍食肉を自動販売機で販売する場合にあっては、次によること。</u> (1) <u>包装冷凍食肉を収納する部分の温度が摂氏零下18度を超えて上昇した場合は、自動的に販売を中止するよう自動販売機を調整すること。</u> (2) <u>包装冷凍食肉を収納する部分の温度が摂氏零下18度を超えて上昇した場合は、収納していた包装冷凍食肉は全て廃棄すること。</u>	[別表第2 別記] [別表第3 別記]
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

- 2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。
- 3 条例等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等を順次示したものとする。
- 4 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。
- 5 改正後の欄中の表(以下「改正後表」という。)の表示に対応する改正前の欄中の表の表示がない場合には、当該改正後表を加える。

付 則

この条例は、平成27年8月1日から施行する。

〔改正後 別記〕

別表第2(第2条関係)

危害分析・重要管理点方式を用いずに衛生管理を行う場合の基準

第1 施設等における衛生管理

1 一般事項

別表第1の第1の第1項に定める基準とする。

2 施設の衛生管理

別表第1の第1の第2項に定める基準とする。

3 設備及び機械器具類の衛生管理

別表第1の第1の第3項に定める基準とする。

4 ねずみ、昆虫等の対策

別表第1の第1の第5項に定める基準とする。

5 廃棄物及び排水の取扱い

別表第1の第1の第6項に定める基準とする。

6 販売食品等の取扱い

(1) 原材料の仕入れに当たっては、次に掲げる措置を講ずること。

ア 品質、鮮度、表示その他の食品衛生上必要な事項について点検し、点検状況を記録すること。

イ 原材料に寄生虫、病原微生物、農薬、動物用医薬品、有毒物、腐敗物、変敗物又は異物(人に悪影響を及ぼしうるガラス、金属片その他の物に限る。以下この項において同じ。)を含むことが明らかな場合であって、通常の加工、調理等ではこれらを許容できる水準まで死滅させ、又は除去することができないときは、当該原材料を受け入れないこと。

(2) 原材料は、適切なものを選択し、その保存に当たっては、当該原材料に適した状態及び方法で行うこと。

(3) 食品、添加物及び器具を直に床に置かないこと。

(4) 冷蔵庫、冷蔵室、冷凍庫及び冷凍室内では、食品の相互汚染が生じないように、食品を区分し、又は区画して保存すること。

(5) 添加物を使用する場合は、正確に計量し、適正に使用すること。

(6) 食品及び添加物は、その特性に応じ、作業の各過程における温度、時間、消費期限等の管理を適正に行うこと。

(7) 冷却、加熱、乾燥、添加物の使用、真空調理、ガス置換包装、放射線照射その他の食品衛生上特に影響を与えるおそれのある工程の管理について十分配慮すること。

(8) 食品間の相互汚染を防止するため、次の事項に配慮すること。

- ア 未加熱又は未加工の原材料は、そのまま摂取される食品と区分して取り扱うこと。
- イ 製造、加工又は調理を行う場所は、従事者以外の者が立ち入ることのないようにすること。ただし、従事者以外の者の立入りにより販売食品等を汚染するおそれがない場合は、この限りでない。
- ウ 製造、加工又は調理を行う場所に立ち入るときは、手洗いその他の衛生上必要な措置を講ずること。
- エ 未加熱の食肉等を取り扱った設備及び機械器具類は、別の食品及び添加物を取り扱う前に必要な洗浄及び消毒を行うこと。
- (9) 原材料は、消費期限、賞味期限、使用期限等に応じて、適切な順序で使用できるよう保管すること。
- (10) 器具及び容器包装は、製品を汚染又は損傷から保護し、適切な表示が行えるものを使用することとし、再使用が可能な器具及び容器包装にあっては、洗浄及び消毒が容易なものを用いること。
- (11) 販売食品等の製造又は加工に当たっては、次に掲げる措置を講ずること。
- ア 原材料及び製品への異物の混入を防止するための措置を講じ、必要に応じ、検査すること。
- イ 原材料、製品及び容器包装をロットごとに管理するとともに、その記録を作成し、及び保存すること。
- ウ 製品ごとにその特性、製造及び加工の手順、原材料等について記載した製品説明書を作成し、及び保存すること。
- エ 分割され、又は細切された食肉等は、異物の混入がないかを確認すること。この場合において、異物の混入が認められたときは、汚染の可能性がある部分を廃棄すること。
- オ 食品表示基準(平成27年内閣府令第10号)第3条第2項の特定原材料に由来するアレルゲン(原材料として使用するものを除く。)が製造工程において混入しないよう措置を講ずること。
- (12) 原材料及び製品について定期的に自主検査を行い、規格基準等への適合性を確認し、その結果を記録するよう努めること。
- (13) おう吐物等により汚染された可能性のある食品は、廃棄すること。
- (14) 施設においておう吐があった場合には、直ちに適切な消毒を行うこと。
- 7 使用水等の管理
- 別表第1の第1の第4項に定める基準とする。
- 8 食品衛生責任者の設置
- 別表第1の第1の第7項に定める基準とする。
- 9 記録の作成及び保存
- (1) 食品衛生上の危害の発生の防止に必要な限度において、販売食品等の仕入元、製造又は加工の状態、出荷又は販売先その他必要な事項に関する記録を作成し、及び保存するよう努めること。
- (2) 前号の記録の保存期間は、販売食品等の消費期限、賞味期限等に応じて合理的な期間を設定すること。
- (3) 食中毒等の食品衛生上の危害の発生を防止するため、保健所等から要請があった場合は、第1号の記録を提出すること。
- (4) 製造又は加工をした販売食品等について自主検査を行った場合には、その記録を保存するよう努めること。

10 管理運営要領の作成等

別表第1の第1の第11項に定める基準とする。

11 回収及び廃棄

別表第1の第1の第13項に定める基準とする。

12 検食の実施

別表第1の第1の第14項に定める基準とする。

13 情報の提供及び報告

別表第1の第1の第15項に定める基準とする。

第2 従事者等の衛生管理

別表第1の第2に定める基準とする。

第3 従事者の教育訓練

(1) 営業者、食品衛生管理者又は食品衛生責任者は、従事者に対し、販売食品等の衛生的な取扱方法及び汚染防止の方法、適切な手洗いの方法、健康管理の方法その他の食品衛生上必要な事項に関する衛生教育を実施すること。

(2) 前号の衛生教育には、別表第1の第1の第1項第2号、第6項第1号、第11項及び第13項第1号並びに別表第2の第1の第6項第6号及び第14号に規定する各種手順等に関する事項を含むものとする。

(3) 従事者のうち、洗浄剤、消毒剤その他の化学物質を取り扱うものに対しては、その安全な取扱いについての教育訓練を実施すること。

(4) 営業者、食品衛生管理者又は食品衛生責任者は、衛生教育及び教育訓練の効果について定期的に評価し、必要に応じその内容を見直すこと。

第4 運搬、販売等の衛生管理

別表第1の第4に定める基準とする。

[改正後 別記]

別表第3(第2条関係)

自動販売機を用いて営業する場合の基準

- 1 自動販売機の設置場所は、定期的に清掃し、常に衛生上支障のないように維持すること。
- 2 自動販売機の設置場所には、不必要なものを置かないこと。
- 3 照明、換気等は、適正に行うこと。
- 4 ストロー、紙コップその他の飲食の用に供される容器等は、衛生上適正に管理すること。
- 5 自動販売機は、常に点検・整備を行い、故障、破損等があった場合は、速やかに補修すること。
- 6 食品(容器包装詰加圧加熱殺菌食品、瓶詰食品及び缶詰食品(以下「容器包装詰加圧加熱殺菌食品等」という。)を除く。)を冷凍し、冷蔵し、又は温蔵して保存する自動販売機は、次に掲げる所定の温度が保たれるよう定期的に点検すること。
 - (1) 冷凍して保存する自動販売機 摂氏零下15度以下。ただし、小分けして完全に密封して包装した後に急速冷凍した食肉(以下「包装冷凍食肉」という。)及び完全に密封して包装した後に急速冷凍した魚介類にあっては、摂氏零下18度以下とする。
 - (2) 冷蔵して保存する自動販売機 摂氏10度以下
 - (3) 温蔵して保存する自動販売機 摂氏63度以上
- 7 自動販売機の中で食品に直接接触する部分は、分解又は循環方式により1日1回以上洗浄及び消毒を行うこと。
- 8 カートリッジ式給水タンク(自動販売機に水を供給するために装置される容器であって、

- 取り外して用いることができるものをいう。)を使用するものにあつては、当該給水タンク及びこれと自動販売機の本体との連結部分は、衛生上適正に管理すること。
- 9 自動販売機に収納されている食品の消費期限、保存温度等の点検を定期的に行い、点検状況を記録すること。
- 10 自動販売機で販売する弁当(容器包装詰加圧加熱殺菌食品等及び冷凍したものを除く。以下同じ。)の自動販売機への収納又は回収を行うに当たっては、その品名、数量、消費期限、製造所の所在地、製造者の氏名又は名称、収納又は回収の日時及び回収後の措置の内容をその都度記録し、その記録を3月間保存すること。
- 11 自動販売機で冷凍し、冷蔵し、又は温蔵して販売する食品(容器包装詰加圧加熱殺菌食品等を除く。)の取扱いは、次によること。
- (1) 食品の収納に当たっては、食品を収納する部分の温度が所定の温度になった後に収納すること。
- (2) 食品を収納する部分が所定の温度を保持していないことを確認した場合は、既に収納されている食品は、販売しないこと。
- 12 自動販売機で販売する弁当の取扱いは、次によること。
- (1) 冷蔵し、又は温蔵して販売すること。
- (2) 自動販売機への追加収納は、行わないこと。
- (3) 自動販売機への収納は、製造後速やかに行うこと。
- (4) 製造所から自動販売機へ収納するまでの運搬中の弁当の温度は、自動販売機で冷蔵して販売する場合にあつては摂氏10度以下、温蔵して販売する場合にあつては摂氏63度以上に保つこと。
- 13 包装冷凍食肉は、自動販売機内の錠の付いた収納部に保管すること。
- 14 包装冷凍食肉を自動販売機で販売する場合にあつては、次によること。
- (1) 包装冷凍食肉を収納する部分の温度が摂氏零下18度を超えて上昇した場合は、自動的に販売を中止するよう自動販売機を調整すること。
- (2) 包装冷凍食肉を収納する部分の温度が摂氏零下18度を超えて上昇した場合は、収納していた包装冷凍食肉は全て廃棄すること。
- 15 食品衛生責任者の設置
- (1) 営業者(法第48条第1項の規定により食品衛生管理者を置かなければならない営業者を除く。以下この項において同じ。)は、従事者のうちから規則で定める資格要件を満たすものを食品衛生に関する責任者(以下この項において「食品衛生責任者」という。)として定めること。ただし、営業者が自ら食品衛生責任者となって管理する場合は、この限りでない。
- (2) 営業者は、食品衛生責任者に市長が実施し、又は適正と認めた講習会を定期的に受講させ、常に食品衛生に関する新たな知識を習得させること。
- (3) 食品衛生責任者は、営業者の指示に従い、衛生管理に当たること。
- (4) 食品衛生責任者は、食品衛生上の危害の発生防止のため、施設の衛生管理の方法及び食品衛生に関する事項について必要な注意を払うとともに、営業者に対し意見を述べるよう努めること。
- (5) 営業者は、前号に規定する食品衛生責任者の意見を尊重すること。

告 示

那覇市告示第 163 号

平成 27 年 6 月 19 日

掲 示 済

個人情報業務届出書及び個人情報業務廃止届出書の公表について

那覇市個人情報保護条例第 7 条第 5 項及び同施行規則第 2 条第 2 項の規定に基づき、個人情報業務届出書及び個人情報業務廃止届出書を別紙のとおり公表する。

那覇市長 城 間 幹 子



第2号様式(第19条関係)

個人情報業務(廃止・変更)届出書

平成27年 6 月 16 日

那覇市長 様

実施機関 那覇市長 城間 幹子



那覇市個人情報保護条例第7条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 番 号		届出担当課	まちづくり協働推進課 電話 8 6 1 - 3 8 4 6
届 出 の 区 分	☒ 廃止 ☐ 変更	業 務 の 廃 止 ・ 変 更 年 月 日	平成27年 6 月 15 日
業 務 の 名 称	なは市民協働プラザ駐車場管理業務		
廃止又は変更の理由	なは市民協働プラザ駐車場については、駐車時間を原則 1 時間以内としているが、2 時間を超える車両については、車両ナンバーの記録を行ってきた(沖縄〇〇〇け〇〇-〇〇)。 しかし、上記の記録については、個人を特定することが可能なことから、特定が困難な 4 ケタ (〇〇-〇〇) のみの取扱いとすることとし、今後は個人情報を取扱わない形で駐車場の管理を行う。		
変 更 の 内 容	変 更 前	変 更 後	
	2 時間を超える車両については、車両ナンバーの記録を行ってきた(沖縄〇〇〇け〇〇-〇〇)。	特定が困難な 4 ケタ (〇〇-〇〇) のみの取扱い	
備 考			

(注) 届出番号は、個人情報業務届出書(第1号様式)の届出番号を記入のこと。

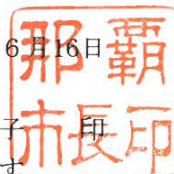


第1号様式(第19条関係)

個人情報業務届出書

那覇市長 様

平成27年 6 月 16 日



実施機関 那覇市長 城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 番 号		届出担当課	まちづくり協働推進課 電話 8 6 1 - 3 8 4 6			
個人情報管理責任者	まちづくり協働推進課長 比嘉 勉					
業 務 の 名 称	なは市民協働プラザ駐車場管理業務					
業 務 の 目 的	なは市民協働プラザ駐車場管理					
個人情報の対象者	なは市民協働プラザ駐車場利用者					
業務の開始年月日	☐ 継 続 / ☒ 新 規 (平成27年 4 月 1 日)					
個人 情報 の 内 容	基本的事項	思想・信条	社会的活動	経済的活動	心 身	そ の 他
	☐ 氏 名 ☐ 住 所 ☐ 性 別 ☐ 生年月日 ☐ 国 籍 ☐ 本 籍 ☐ 続 柄 ☐ 親族関係 ☐ 婚姻離婚 ☒ そ の 他	☐ 思 想 ☐ 宗 教 ☐ 支持政党 ☐ 主義主張 ☐ 趣味嗜好 ☐ 犯 歴 等 ☐ ☐ そ の 他	☐ 職 業 ☐ 地 位 ☐ 学 歴 ☐ 資 格 ☐ 団体加入 ☐ 賞 罰 ☐ 学業成績 ☐ 勤務成績 ☐ ☐ そ の 他	☐ 収 入 ☐ 資産状況 ☐ 公租公課 ☐ 経済取引 ☐ 公的扶助 ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ そ の 他	☐ 健康状態 ☐ 容 姿 ☐ 病 歴 ☐ 障害程度 ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ そ の 他	☒ 車両番号 ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐
個人情報の収集方法	☒ 本人 / ☐ 本人以外 (法令・公知性・緊急性・審議会)					
個人情報の収集時期	☒ 定期 (平成27年 4 月 ~ 6 月) / ☐ 随時					
個人情報の告知方法	☐ 文書 ☐ 口頭 ☐ 告示 ☐ 申請等 ☐ その他					
個人情報の記録形態	☒ 文書 ☐ 図画 ☐ マイクロフィルム ☐ 電磁媒体 ☐ その他					
備 考	車両番号について、個人情報業務届出書の提出が必要との認識遅れのため、事後の届出となった。					

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の規定による届出は、その理由を「備考」欄に記入すること。

那覇市告示第 164 号
平成 27 年 6 月 22 日
掲 示 済

個人情報目的外利用等届出書の公表について

那覇市個人情報保護条例第 9 条第 4 項及び那覇市個人情報保護条例施行規則第 8 条第 2 項で準用する同規則第 2 条第 2 項の規定に基づき、個人情報目的外利用等届出書を別紙のとおり公表する。

那覇市長 城 間 幹 子

第10号様式(第19条関係)

個人情報目的外利用等届出書

平成27年6月18日

那覇市長 様

実施機関 那覇市長 城間 幹子 印

那覇市個人情報保護条例第9条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 担 当 課	企画財務部 企画調整課 電話2121/705468
業 務 の 名 称	那覇市まち・ひと・しごと創生総合戦略策定業務 (まち・ひと・しごと創生法第10条の規定に基づく地方版総合戦略)
利 用 等 の 区 分	☒ 目的外利用 ☐ 外部提供
利用又は提供する 年 月 日	平成27年 7 月 1 日
目的外利用等をする 個人情報の内容	以下の対象者の住所、氏名、ふりがな ①20～35歳で同一世帯に子どもがいない（と思われる）世帯の世帯主 500人 ②65歳未満で平成26年中に本市へ転入してきた方 1000人 ③65歳未満で従前から本市に転入してきた方 1000人
目 的 外 利 用 等 を す る 理 由	【理由】 総合戦略策定のための市民アンケート調査を行う。 【根拠条文】 条例第9条第1項第5号（個人情報の目的外利用又は外部提供を行うことができる類型事項1（平成18年3月29日審議会承認））に該当。
新 た な 利 用 課 又 は 提 供 先	企画財務部 企画調整課
所 管 部 課	市民文化部 ハイサイ市民課

第10号様式(第19条関係)

個人情報目的外利用等届出書

平成27年6月18日

那覇市長 様

実施機関 那覇市長 城間 幹子 印

那覇市個人情報保護条例第9条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 担 当 課	企画財務部 企画調整課 電話2121/705468
業 務 の 名 称	那覇市まち・ひと・しごと創生総合戦略策定業務 (まち・ひと・しごと創生法第10条の規定に基づく地方版総合戦略)
利 用 等 の 区 分	☒ 目的外利用 ☐ 外部提供
利用又は提供する 年 月 日	平成27年 7 月 1 日
目的外利用等をする 個人情報の内容	各年別・町丁字別、男女別、年齢別（各歳別、5歳階級別）転入数、転出数、死亡数
目 的 外 利 用 等 を す る 理 由	【理由】 総合戦略策定に伴う人口ビジョン作成のため。 【根拠条文】 条例第9条第1項第5号（個人情報の目的外利用又は外部提供を行うことができる類型事項5（平成18年3月29日審議会承認））に該当。
新 た な 利 用 課 又 は 提 供 先	企画財務部 企画調整課
所 管 部 課	市民文化部 ハイサイ市民課

第10号様式(第19条関係)

個人情報目的外利用等届出書

平成27年6月18日

那覇市長 様

那覇市長 城間 幹子 印
(公印省略)

那覇市個人情報保護条例第9条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 担 当 課	総務部人事課 電話：861-7499
業 務 の 名 称	平成27年国勢調査
利 用 等 の 区 分	☒ 目的外利用 ☐ 外部提供
利用又は提供する 年 月 日	平成27年6月17日
目的外利用等をする 個人情報の内容	職員マスタ、臨時非常勤マスタのフリガナ、氏名、性別、生年月日、郵便番号、住所、方書、局、部名、課名、グループ名、所在地、職名、職員ID、電話（職）、内線、雇用開始年月日、雇用終了年月日
目 的 外 利 用 等 を す る 理 由	平成27年国勢調査の実施にあたり国勢調査令第6条に基づき、調査員、指導員の各種データを正確に管理するため 那覇市個人情報保護条例第9条第1項第5号（審議会承認類型事項1に基づく）
新 た な 利 用 課 又 は 提 供 先	企画財務部企画調整課
所 管 部 課	総務部人事課（人事G 内線2056）

那覇市告示第 178 号
平成 27 年 6 月 29 日
掲 示 済

地縁による団体の告示事項の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 1 項の認可を受けた地縁による団体について、同条第 11 項の規定による告示事項の変更の届出があったので、同条第 10 項の規定に基づき次のとおり告示する。

那覇市長 城 間 幹 子

- 1 名 称 真地自治会
- 2 事務所の所在地 那覇市字真地 428 番地
- 3 変更があった事項及び内容
代表者の変更
変更前の代表者の氏名及び住所
氏名 瑞慶覧 長正
住所 那覇市字真地 228 番地
変更後の代表者の氏名及び住所
氏名 我如古 盛伸
住所 那覇市字真地 215 番地 1

那覇市告示第 184 号
平成 27 年 7 月 2 日
掲 示 済

個人情報目的外利用等届出書の公表について

那覇市個人情報保護条例第9条第4項及び那覇市個人情報保護条例施行規則第8条第2項で準用する同規則第2条第2項の規定に基づき、個人情報目的外利用等届出書を別紙のとおり公表する。

那覇市長 城 間 幹 子

第10号様式(第19条関係)

個人情報目的外利用等届出書

平成27年6月24日

那覇市長 様

那覇市長 城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第9条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 担 当 課	保護第一課 電話 861-5193
業 務 の 名 称	成年後見市長申立事務（ちゃーがんじゅう課）
利 用 等 の 区 分	☒ 目的外利用 ☐ 外部提供
利用又は提供する 年 月 日	平成27年 6 月 24日
目的外利用等をする 個人情報の内容	生活保護受給の有無
目 的 外 利 用 等 を す る 理 由	成年後見制度市長申立のため（老人福祉法第32条） 根拠法令 条例第9条第1項第5号 審議会類型事項の1
新 た な 利 用 課 又 は 提 供 先	ちゃーがんじゅう課
所 管 部 課	福祉部保護第一課

公 告

那覇市公告第 151 号
平成 27 年 7 月 3 日
掲 示 済

住民票の職権消除の公示について

住民票の職権消除の通知を受けるべき者の住所又は居所が明らかでないため、住民基本台帳法施行令（昭和 42 年政令第 292 号）第 12 条第 4 項の規定により公示する。

なお、住民票を消除された者の名簿は、この告示の日から一ヶ月間は那覇市市民文化部ハイサイ市民課において縦覧に供する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市公告第 166 号
平成 27 年 7 月 9 日
掲 示 済

那覇広域都市計画道路の変更

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 19 条第 1 項の規定により、都市計画を変更したいので、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 17 条第 1 項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに那覇市に意見書を提出することができます。

那覇市

上記代表者 那覇市長 城間 幹子

1 都市計画の種類

（1）那覇広域都市計画道路

2 都市計画を定める土地の区域

（1）那覇広域都市計画道路の変更

3・3・那 17 号 石嶺線

変更する部分 那覇市首里石嶺町 2 丁目の一部

3 都市計画の案の縦覧場所

那覇市都市計画部都市計画課（那覇市役所 9 階）

4 都市計画の案の縦覧期間

平成 27 年 7 月 9 日（木）から平成 27 年 7 月 23 日（木）まで

（午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで。ただし、土・日・祝日は除く。）

那覇市公告第 171 号

平成 27 年 7 月 15 日

制限付一般競争入札の実施について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条第 1 項及の規定に基づき、制限付一般競争入札を実施する。よって、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下、「施行令」という。）第 167 条の 6 及び那覇市契約規則第 4 条（平成 26 年那覇市規則第 59 号）の規定に基づき、次のとおり公告する。

那覇市長 城 間 幹 子

1 制限付一般競争入札に付する事項

- (1) 業 務 名：平成 27 年度那覇市アスベストデータベース位置特定業務委託
- (2) 場 所：那覇市全域
- (3) 概 要：本業務は、建築物のアスベスト対策を公平かつ着実に推進するためのアスベストデータベース作成業務のうち、建築物の位置情報を正確に把握するため、昨年度那覇市において整備した「那覇市建築物アスベストデータベース」を用いて地図情報システムから建築物の位置（座標・住居表示・地名地番等）を特定し、当該データベースに情報を付加するものである。
- (4) 履行期間：契約締結日から平成 28 年 2 月 29 日まで
- (5) 予定価格：24,375,600 円(税込)
- (6) 最低制限価格：予定価格の 6/10 から 8/10 までの範囲で設定し、開札後公表する。
- (7) 本委託は、紙による入札手続きを行う。
- (8) 本委託は、競争入札参加資格の審査を入札執行後に行う事後審査型である。

2 入札参加資格要件

公告日から落札者決定日までの間、次に定める資格を全て満たすこと。

- (1) 施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 那覇市長から指名停止の措置を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てをしていない者であること。
- (4) 経営状況が著しく不健全であると市長が認める者に該当しない者であること。
（公告日の 3 ヶ月前から開札日までの間に不渡り等を生じていない者であること。（3）に該当するものを除く。）

- (5) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者等及びこれに準じるものとして公共工事からの排除の要請があり、当該状態が継続しているなど請負者として不適当であると市長が認める者に該当しない者であること。
- (6) プライバシーマークの認定又は ISO27001 認証を有している者であること。
- (7) 沖縄県内に事業所（契約可能な本店又は支店等）が有る法人であること。
- (8) 本委託業務に際し、この公示または仕様書に合致した業務を確実に履行できる者で、過去に国又は地方公共団体その他民間企業とその種類（地図情報システム「GIS」）及び規模を同じくする契約を締結し、これらをすべて誠実に履行した者。
- (9) 那覇市委託業務競争入札参加資格者名簿に登録されていること。

3 一般競争入札参加資格確認申請書の提出

本競争の参加希望者は、一般競争入札参加資格確認申請書（以下、「資格確認申請書」という。）を持参により提出しなければならない。

なお、期限までに資格確認申請書（第 1 号様式）を提出しない者は、本競争に参加することができない。

- (1) 提出期限：平成 27 年 7 月 28 日(火)午後 5 時まで
- (2) 提出場所：沖縄県那覇市泉崎 1-1-1
那覇市役所本庁舎 9 階 建築指導課

4 入札について

- (1) 入 札 日：平成 27 年 7 月 31 日(金)午前 11 時 00 分
- (2) 入札場所：沖縄県那覇市泉崎 1-1-1
那覇市役所本庁舎 9 階 901 会議室
- (3) 開札日時：入札終了後、即時おこなう。
- (4) その他事項については入札説明書による。

5 資格確認資料の提出と入札参加資格の確認について（落札候補者のみ提出）

(1) 落札候補者の資格確認

予定価格及び最低制限価格の制限の範囲内で最低の価格を持って有効な入札をした者（以下、「落札候補者」という。）を順次順位を付する。なお、落札については保留し、入札参加資格審査後に落札者を決定する。

ア 資格確認資料提出の連絡：開札後、平成 27 年 8 月 4 日(火)午後 5 時（予定）までに対象業者あてに連絡する。

イ 提出期限：指定された期限までに提出すること。

ウ 提 出 先：那覇市建築指導課まで持参すること。

(2) 入札参加資格の確認結果通知（落札者決定通知）

平成 27 年 8 月 7 日(金)（予定）までに通知する。

(3) その他事項については入札説明書による。

6 契約締結時期

落札者の決定後、7 日以内に契約を締結しなければならない。ただし、契約担当者が特に指示したときは、この限りでない。

7 入札保証金、契約保証金、支払い条件に関する事項

- (1) 入札保証金：那覇市契約規則第8条により免除することができる。
- (2) 契約保証金：那覇市契約規則第30条により免除することができる。
- (3) 前 金 払：適用しない。
- (4) 部 分 払：適用しない。

8 本案件に関する質問・回答

- (1) 提出期間：公告日から平成27年7月23日(木)17時まで
- (2) 提出方法：質問書（第2号様式）をFAXで提出すること。（質問がなければ提出不要）
- (3) 提 出 先：那覇市建築指導課 担当 長嶺 宛 FAX:098-951-3245
- (4) 回 答 日：平成27年7月28日(火)
- (5) 回答方法：下記的那覇市建築指導課ホームページに掲載する。

9 その他

- (1) 入札参加者は、契約書(案)及び仕様書、入札説明書等を熟読しこれを遵守すること。
- (2) 契約書(案)、仕様書、入札説明書、様式等については下記的那覇市建築指導課ホームページに掲載する。

※那覇市建築指導課ホームページアドレス

<http://www.city.naha.okinawa.jp/kakuka/sidou/>

上下水道局告示

那覇市上下水道局告示第 7 号

平 成 2 7 年 6 月 1 9 日

掲 示 済

那覇市排水設備指定工事店の新規指定について

那覇市下水道条例第 11 条の規定に基づき、次のとおり新規指定があったので告示する。

那覇市上下水道事業管理者

上下水道局長 翁 長 聡

新 規 指 定

指定（登録）番号	第 472 号
指定工事店名	有限会社東海空調サービス
営業所所在地	沖縄県那覇市港町二丁目 4 番 13 号
代表者名	名嘉 清治
有効期間	自 平成 27 年 4 月 15 日 至 平成 32 年 3 月 31 日
指定（登録）番号	第 473 号
指定工事店名	有限会社長嶺工業
営業所所在地	沖縄県糸満市西川町 15 番 18 号
代表者名	長嶺 恵江
有効期間	自 平成 27 年 4 月 21 日 至 平成 32 年 3 月 31 日
指定（登録）番号	第 474 号
指定工事店名	有限会社万代設備
営業所所在地	沖縄県中頭郡北谷町字桑江 632 番地 1
代表者名	石嶺 晃
指定の有効期間	平成 27 年 4 月 21 日 平成 32 年 3 月 31 日

指定（登録）番号	第 475 号
指定工事店名	真開工業
営業所所在地	沖縄県南城市佐敷字津波古 1232 番地の 1
代表者名	與那城 真栄
指定の有効期間	平成 27 年 4 月 27 日 平成 32 年 3 月 31 日
指定（登録）番号	第 476 号
指定工事店名	株式会社大気
営業所所在地	沖縄県中頭郡西原町字安室 193 番地 1
代表者名	玉寄 優
指定の有効期間	平成 27 年 4 月 30 日 平成 32 年 3 月 31 日
指定（登録）番号	第 477 号
指定工事店名	株式会社ライフサービス 24
営業所所在地	沖縄県浦添市屋富祖一丁目 3 番 7 号真座ハウス 1 F
代表者名	仲本 善次
指定の有効期間	平成 27 年 5 月 1 日 平成 32 年 3 月 31 日
指定（登録）番号	第 478 号
指定工事店名	有限会社本田装建
営業所所在地	沖縄県那覇市山下町 1 番 11 号
代表者名	與那覇 寛榮
指定の有効期間	平成 27 年 5 月 25 日 平成 32 年 3 月 31 日

那覇市上下水道局告示第8号
平成27年6月19日
掲 示 済

那覇市排水設備指定工事店の異動について

那覇市排水設備指定工事店規程第10条第4項の規定に基づき、次のとおり異動があるので告示する。

那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長 翁 長 聡

指定（登録）番号 第 135 号
指定工事店名 泉水設備株式会社
営業所所在地 沖縄県那覇市識名三丁目 22 番 12 号
代表者名 新城 雅人
指定の有効期間 自 平成 23 年 4 月 1 日
至 平成 28 年 3 月 31 日
異動年月日 平成 27 年 4 月 21 日
異動事由 代表者の変更

指定（登録）番号 第 160 号
指定工事店名 株式会社新共電気工業
営業所所在地 沖縄県那覇市字国場 1183 番地 8
代表者名 新垣 勇誠
指定の有効期間 自 平成 23 年 4 月 1 日
至 平成 28 年 3 月 31 日
異動年月日 平成 27 年 4 月 22 日
異動事由 営業所所在地の変更

指定（登録）番号 第 185 号
指定工事店名 株式会社沖縄日立
営業所所在地 沖縄県那覇市字安謝 230 番地
代表者名 石塚 元
指定の有効期間 自 平成 24 年 4 月 1 日
至 平成 29 年 3 月 31 日
異動年月日 平成 27 年 4 月 22 日
異動事由 代表者の変更

指定（登録）番号	第 426 号
指定工事店名	星南建設株式会社
営業所所在地	沖縄県那覇市金城三丁目 8 番地 9 一粒ビル（201 号）
代表者名	奥濱 政江
指定の有効期間	自 平成 26 年 4 月 1 日 至 平成 31 年 3 月 31 日
異動年月日	平成 27 年 6 月 12 日
異動事由	代表者の変更

監査委員公表

那 監 公 表 第 4 号

平成 27 年 7 月 15 日

那覇市監査委員

同

同

同

新 城 和 範

宮 里 善 博

翁 長 俊 英

亀 島 賢 二 郎

平成 27 年度前期定期監査の結果について（公表）

地方自治法第 199 条第 4 項の規定に基づき、経済観光部、環境部、生涯学習部、学校教育部、選挙管理委員会事務局の定期監査を行ったので、同条第 9 項の規定により監査の結果を、次のとおり公表する。

平成 27 年度前期定期監査報告書

第 1 監査の対象 経済観光部

商工農水課、なはまちなか振興課、観光課

環境部

環境政策課、廃棄物対策課、クリーン推進課、環境保全課、
環境衛生課

生涯学習部

総務課、生涯学習課、中央公民館、中央図書館、市民スポーツ課、施設課

学校教育部

学校教育課、教育相談課、学務課、学校給食課、教育研究所

選挙管理委員会

選挙管理委員会事務局

第 2 監査の期間 平成 27 年 3 月 27 日から平成 27 年 6 月 25 日まで

第 3 監査の方法

監査は平成27年度（平成27年3月31日現在）における予算の執行状況、事務事業の状況、財産の管理状況等について、予算執行何書、支出負担行為書、契約書、検査調書、執行状況表、備品台帳等を抽出審査し、関係各課等から説明を聴取した。

第 4 監査の主眼及び重点事項

1 監査の主眼

監査は、財務に関する事務が、法令に基づいて適正かつ効率的に執行されているかどうかを主眼として実施した。

2 重点事項

監査に当たって、重点事項を次のとおり定めて実施した。

(1)重点事項

「公金収納における現金の取扱い及び歳入の調定事務」

(2)選定理由

市職員、嘱託員が窓口等において市民や利用者等から直接現金を受け取り（券売機の利用を含む。）、市に納入する収納事務について、正確性及び安全性の視点から検証し、適正な現金の取扱い体制の運用に資する。

歳入の調定事務について、合規性及び的確性の視点から調査し、適正な事務処理に資するため。

第 5 監査の結果

監査した結果、予算の執行状況、事務事業の状況、財産の管理状況等については、おおむね適正に執行されていると認められた。ただし、以下に述べるとおり、一部に改善を要する事項があり、これらについては、速やかに必

要な措置を講じ、今後の適正な事務の執行に努められたい。

1 意見（重点事項）

重点事項

ア 現金の取扱い事務について

現金の取扱い事務については、監査対象課 20 課中 7 課あり、その内 6 課において不適切な事務処理があった。主な不適切な事務処理として、現金領収書が交付されていないもの（3 件）、現金領収の領収原簿等の関係書類が作成されていないもの（3 件）、小額の現金等について、会計管理者の承認を得ていないもの（3 件）及びその他マニュアルが整備されていないもの（6 件）があった。

那覇市会計規則第 26 条の現金領収書の交付の特例を除き、同規則第 25 条本文は、「現金等を直接収納したときは、現金領収書を交付しなければならない。」とし、同規則第 27 条第 3 項は、「小額の現金等については、収納取扱員はあらかじめ会計管理者の承認を得てこれを保管し…」と規定している。また、同規則第 28 条第 1 項本文は、「払込みに係る領収証書、現金領収帳の領収原簿等の関係書類を収納出納員に提出しなければならない。」と規定している。

現金の取扱い事務については、同規則を遵守し適切に事務処理を行われたい。

イ 歳入の調定事務について

歳入の調定事務については、監査対象課（20 課）すべての課で行っており、その内 9 課において不適切な事務処理があった。主な不適切な事務処理として、調定の時期及び手続きが不適切なもの（13 件）、事後調定しているもの（11 件）があった。

調定の時期及び手続きについては、那覇市会計規則第 20 条第 1 項は、「歳入を調定しようとするときは、…その調査事項が適正であると認めたときは、直ちに予算科目別に調定をしなければならない。」とし、同条第 2 項は、「口頭、掲示その他の方法によって納入の通知をした歳入については、当該歳入が収納されたときに直ちに前項の規定による調定をしなければならない。」と規定している。

調定の遅れ等は、債権管理及び現金管理に支障をきたすことから、同規則を遵守し適切に事務処理を行われたい。

また、市民から実費徴収するコピー使用料等の条例等によらない収入については、要綱等を整備し適切な事務処理に努められたい。

2 各課の指摘事項等

各課の指摘事項等については、次のとおりである。

指摘事項等の件数（部局・課別） （単位：件）

区 分（※） 部局・課名	指摘事項等の件数				
	指摘事項	是正事項	注意事項	要望事項	合計
経済観光部	-	-	-	-	-
商工農水課	-	-	-	-	-
なはまちなか振興課	-	-	-	-	-
観光課	-	-	-	-	-
環境部	-	-	1	-	1
環境政策課	-	-	1	-	1
廃棄物対策課	-	-	-	-	-
クリーン推進課	-	-	-	-	-
環境保全課	-	-	-	-	-
環境衛生課	-	-	-	-	-
生涯学習部	-	-	2	-	2
総務課	-	-	-	-	-
生涯学習課	-	-	-	-	-
公民館	-	-	-	-	-
図書館	-	-	-	-	-
市民スポーツ課	-	-	1	-	1
施設課	-	-	1	-	1
学校教育部	-	-	1	-	1
学校教育課	-	-	-	-	-
教育相談課	-	-	-	-	-
学務課	-	-	1	-	1
学校給食課	-	-	-	-	-
教育研究所	-	-	-	-	-
選挙管理委員会	-	-	-	-	-
事務局	-	-	-	-	-
合 計	-	-	4	-	4

（※注）指摘事項等の区分は、次のとおりとする。

(1) 指摘事項

重大な違法、不当及び不正の状況への指摘とする。

(2) 是正事項

改善を要する悪い状況を改め正すこと。

(3) 注意事項

好ましくない状況があるので、気をつけるよう申し述べること。

(4) 要望事項

予算執行の効果や事業成績の見地から事態の向上を求め望むこと。

環境部

○環境政策課

屋上・壁面緑化推進事業の事業効果について（注意事項）

屋上・壁面緑化推進事業は、市内の建物において、屋上や壁面等で緑化を行う建築物所有者に対し、申請に基づき緑化工事の一部を助成する事業である。

平成 25 年度の助成件数 3 件、助成額 1,095,800 円に対し、平成 26 年度は、助成件数 8 件、助成額 2,143,802 円と助成の対象者は増えているが、事業の効果という面では、目標値 10,570 m²に対し達成値 3,051 m²で目標達成率 28.9%と低い状況である。

今後もさらに市民等からアンケートを実施するなど、ニーズの把握及び分析を行い、効果があげられる事業に転換する等工夫を図り、事業効果の向上に取り組まれない。

生涯学習部

○市民スポーツ課

那覇市健康ウォーキング推進事業業務委託契約について（注意事項）

那覇市健康ウォーキング推進事業は、ウォーキングを通して、市民の健康への意識を高めることを目的とした新規事業である。同事業実行委員会との業務委託契約は、平成 26 年 7 月 1 日に締結しており、契約書に特別条項を設け、契約の始期を実行委員会設立の日である平成 26 年 5 月 9 日にさかのぼっている。

地方自治法第 234 条第 5 項は「その委任を受けた者が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、当該契約は、確定しないものとする」旨規定しており、特別条項を定めた場合でも遡及期間は相手方に履行の請求ができない。

また、個人情報を取り扱う業務を委託しようとするときは、那覇市個人情報保護条例施行規則第 14 条に基づき、受託者と締結する個人情報の処理に関する契約において、個人情報の目的外利用及び第三者への提供の禁止の他 7 項目の条件を付するものとされているが、当該契約にはその条件が付されていない。

契約締結に当たっては、適切な事務処理に努められたい。

○施設課

個人事業者の委託に係る源泉徴収漏れについて（注意事項）

源泉徴収に係る所得税相当額返還金については、平成 25 年度学校施設耐震診断業務を個人事業者へ委託したことに伴う委託料の支払いに際し、4,113,415 円の源泉徴収が行われておらず、後日、個人事業者に所得税相当額の返還請求を行ったものである。

所得税法第 204 条に基づく源泉徴収の対象となる報酬、料金等については、その支払者が一定の税率により所得税を徴収して納付する義務がある。

委託料等の支払いに当たっては、同法の規定による審査を行い、適切に事務処理を行うよう努められたい。

学校教育部

○学務課

平成 26 年度小中学校印刷機賃貸借等の契約について（注意事項）

平成 26 年度小中学校（城東小他 8 校）印刷機賃貸借契約他 3 件の契約は、いずれも追認条項を定め、契約期間の始期を契約日から 1 ヶ月以上さかのぼって契約を締結している。

地方自治法第 234 条第 5 項は「その委任を受けた者が契約の相手方とともに、契約書に記名押印しなければ、当該契約は、確定しないものとする」旨規定している。追認条項を定めた場合でも契約が成立確定する以前は、相手方に履行の請求ができない。

契約締結に当たっては、関係法令等を遵守し、適切な事務処理を行なわれたい。

第 6 各課の予算執行状況等

各課の予算執行状況等については、以下のとおりである。

経済観光部

○商工農水課

1 所掌事務

産業振興基本構想等の策定、中小企業振興基本条例、経済動向等の調査・統計及び分析、流通政策、経済団体との連絡調整、商工業の振興、特産品及び伝統工芸、那覇市伝統工芸館、那覇市ぶんかテンプス館、農林水産業の振興、農業生産基盤の整備、農業委員会、畜産、漁港施設及び水産施設等の管理、水産業振興計画等の策定に関する事務等

2 予算の執行状況

(1) 未収金の主なもの

県支出金（起業支援型地域雇用創造事業）	7,169 万 5,000 円
県支出金（地域人づくり事業）	6,127 万 1,000 円
県支出金（沖縄県青年就農給付金事業）	1,162 万 5,000 円

(2) 負担金、補助及び交付金の支出

ア 負担金の主なもの

伝統工芸ふれあい広場事業負担金	107 万円
琉球水難救済会負担金	75 万円
沖縄県漁港漁場協会負担金	50 万 7,000 円
イ 補助金の主なもの	
那覇市青年就農給付金事業補助金	3,337 万 5,000 円
離島連携事業船舶助成及び宿泊助成補助金	2,404 万 5,314 円
那覇市新規就農一貫支援事業補助金	780 万円

3 契約事務の状況

- (1) 業務委託契約の主なもの

那覇市ぶんかテンプス館管理運営委託	4,738 万 1,143 円
那覇市 IT 創造館管理業務委託	2,285 万 5,000 円
起業支援型地域雇用創造事業（建築系 BIM-CAD/CG 技術者育成事業）	1,872 万 2,239 円
- (2) 工事及び設計委託の契約

那覇市 IT 創造館基盤整備工事業務委託（実施設計）	63 万 7,200 円
----------------------------	--------------
- (3) 使用料及び賃借料の契約の主なもの

那覇市 IT 創造館パソコン等機器一式の賃貸借料	512 万 6,940 円
那覇市 IT 創造館ネットワーク設備更改による機器賃貸借料	80 万 8,920 円
那覇市ぶんかテンプス館パソコン等機器類賃貸借料	59 万 4,720 円
- (4) 修繕料の契約の主なもの

那覇市沿岸漁協施設防護柵設置事業	34 万 9,272 円
503 号室室外機圧縮機取替修繕	22 万 6,800 円
2 階系統室外機ガス漏れ修理	16 万 7,400 円
- (5) 補償、補填及び賠償金の契約

ア 補償金	
小口資金融資事業	224 万 6,593 円
イ 補填金	
三重城小船溜まり係留施設補償事務	53 万 7,840 円

4 財産の管理状況

- (1) 土地の主なもの

安謝小船溜場施設用地	占用 3,194.37 m ² 、貸付 2,030.42 m ²
市民農園	占用 559.50 m ² 、貸付 643.50 m ²
那覇市ぶんかテンプス館	占用 868.60 m ²
- (2) 建物の主なもの

那覇市 IT 創造館	占用 3,422.27 m ²
那覇市ぶんかテンプス館	占用 3,066.21 m ²
伝統工芸館	占用 1,356.06 m ²
- (3) 有価証券

株式会社沖縄産業振興センター株券	5,000 万円
------------------	----------

	株式会社サザンプラント株券	280 万円
(4)	出資による権利の主なもの	
	沖縄県信用保証協会出えん金	5 億 7,238 万 5,000 円
	沖縄県漁業信用基金協会出資金	4,280 万円
	沖縄県農業信用基金協会出資金	3,855 万円
(5)	債権	
	地域総合整備資金貸付金（タイムスビル株式会社）	
		6 億 3,006 万 8,000 円
	那覇市小口資金融資貸付金	8,048 万 4,000 円
	地域総合整備資金貸付金（那覇新都心株式会社）	
		5,186 万 8,000 円
(6)	物品	
	備品 3,269 品（うち、重要備品 52 品）	
	重要備品の主なもの	
	パソコン及び周辺機器（セキュリティネットワーク機器）	
		827 万 4,000 円
	パソコン（バックアップサーバー）	787 万 7,000 円
	放送機械（調光操作卓）	735 万円

○なはまちなか振興課

1 所掌事務

中心市街地活性化基本計画策定、なは商人塾運営管理、商店街活性化助成事業、国際通りトランジットマイル助成事業、中心商店街賑わい広場管理運営事業、国際通り情報発信大型ビジョン活用事業、公設市場管理運営、第一牧志公設市場再整備事業、公設市場環境整備事業に関する事務等

2 予算の執行状況

(1)	未収金の主なもの	
	公設市場光熱水費実費徴収金（現年度分）	539 万 7,343 円
	公設市場光熱水費実費徴収金（滞納繰越分）	460 万 9,199 円
	公設市場使用料（滞納繰越分）	217 万 6,245 円
(2)	負担金、補助及び交付金の支出	
	ア 負担金	
	特別管理産業廃棄物管理責任者講習会	1 万 4,000 円
	イ 補助金の主なもの	
	国際通りにおけるイルミネーション及び	
	スノーイベントを活用した賑わい創出事業	492 万 5,000 円
	国際通り見守りカメラ増設事業	347 万 5,000 円
	ピース・ラブ・マチグリー際り 2014	301 万 2,000 円

3 契約事務の状況

(1)	業務委託契約の主なもの
-----	-------------

- 国際通りマチグリーのにぎわい事業業務委託 3,556 万 2,000 円
 牧志駅前交通広場等にぎわい事業業務委託 2,720 万円
 国際通りを中心とした那覇市 ICT 利活用モデル事業
 「WiFi 化計画」業務委託 2,559 万 1,680 円
- (2) 工事及び設計委託の契約
 第一牧志公設市場空調設備改良工事 2,994 万 7,320 円
 第一牧志公設市場空調設備改良工事(工事監理) 47 万 5,200 円
- (3) 使用料及び賃借料の契約の主なもの
 牧志公設市場土地賃借料 2,392 万 1,712 円
 複写機賃借料 17 万 5,823 円
 多目的トイレ授乳室冷温水・浄水器サーバー賃借料 3 万 6,780 円
- (4) 修繕料の契約の主なもの
 公設市場吹抜部剥離落下防止修繕 129 万 6,000 円
 那覇市公設市場冷却冷水配管修繕工事 127 万 80 円
 公設市場空調機保温修繕工事 125 万 9,280 円

4 財産の管理状況

- (1) 土地
 商業者支援施設(にぎわい広場) 占用 2,108.00 m²
 公設市場(第一牧志) 占用 1,801.53 m²
- (2) 建物の主なもの
 公設市場(第一牧志) 占用 2,758.08 m²、貸付 1,103.44 m²
 公設市場(牧志・衣料部) 占用 1,019.85 m²、貸付 142.19 m²
 公設市場(牧志・雑貨部) 占用 636.13 m²、貸付 77.26 m²
- (3) 基金
 那覇市頑張るマチグリー支援基金 9,308 万 1,519 円
- (4) 物品
 備品 486 品(うち、重要備品 2 品)
 重要備品
 大型ビジョン(LED 本体 112 台) 2,681 万 2,800 円
 大型ビジョン(LED スライドフレーム) 882 万円

○観光課

1 所掌事務

観光及びコンベンションの振興、観光資源の活用及び開発、観光協会その他
 観光関係団体の指導育成に関する事務等

2 予算の執行状況

- (1) 負担金、補助及び交付金の支出
 ア 負担金の主なもの

那覇クルーズ促進連絡協議会負担金	305 万 8,000 円
沖縄国際会議観光都市推進連絡協議会事業負担金	240 万円
沖縄観光コンベンションビューロー賛助会員会費	65 万円
イ 補助金の主なもの	
那覇ハーリー会館整備事業補助金	1 億 224 万 482 円
観光まちづくり整備補助金	3,160 万 8,000 円
那覇市観光協会運営補助金	3,026 万 6,000 円

3 契約事務の状況

(1) 業務委託契約の主なもの

那覇市内観光周遊バス実証実験事業委託	1 億 1,610 万 7,511 円
外国人観光客受入整備事業委託	2,973 万 3,652 円
音楽活用ナイトエンターテインメント創造事業 「NHHAJAZZ」(なはジャズ) 委託	2,057 万 5,000 円

(2) 工事及び設計委託の契約

那覇市観光協会事務所 1 階復旧工事	86 万 4,000 円
--------------------	--------------

(3) 使用料及び賃借料の契約の主なもの

トレーニング機器リース料	146 万 1,600 円
プロ野球春季キャンプに伴う沖縄県管理施設利用料	35 万 3,300 円
複写機リース料	19 万 3,279 円

(3) 修繕料

レーザープリンターのメンテナンスキット購入	5 万 4,000 円
-----------------------	-------------

4 財産の管理状況

(1) 土地

観光案内所(観光協会へ使用貸借)	貸付 252.81 m ²
------------------	--------------------------

(2) 建物

観光案内所(観光協会へ使用貸借)	貸付 540 m ²
------------------	-----------------------

(3) 物品

備品 350 品(うち、重要備品 7 品)

重要備品の主なもの

特殊車(メデアランナー、8 t 未満)	6,206 万 5,500 円
大型テント(プロ野球春季キャンプ用)	1,573 万 9,500 円
放送機械(IP 伝送装置)	435 万円

環境部

○環境政策課

1 所掌事務

環境基本計画、ISO14001の総括及び推進、環境審議会、環境保全対策会議、環境部広報委員会、ゼロエミッション(資源環境型社会)の推進、地球温暖化

対策、屋上及び壁面緑化に関する事務等	
2 予算の執行状況	
(1) 未収金の状況	
環境保全・創造基金収入	4 万 6,801 円
一般廃棄物処理施設建設等基金収入	1,603 円
(2) 負担金・補助及び交付金の支出	
ア 負担金	
那覇市地球温暖化対策協議会負担金	60 万円
おきなわアジェンダ [※] 21 県民会議負担金	3 万円
イ 補助金	
緑のカーテン・屋上・壁面緑化推進事業補助金	214 万 3,802 円
住宅用太陽光発電・太陽熱利用システム 導入促進助成事業補助金	66 万円
3 契約事務の主なもの	
(1) 業務委託契約	
那覇市地球温暖化対策実行計画 （区域施策編）策定業務	594 万円
緑のカーテン推進事業緑化講習会業務委託	23 万 1,020 円
ISO14001 内部監査員養成研修	8 万 6,400 円
(2) 使用料及び賃借料の契約	
複写機賃貸借	23 万 7,067 円
自動車保管場所賃貸借	18 万 5,136 円
タクシー使用料	10 万 4,260 円
4 財産の管理状況	
(1) 基金	
那覇市環境保全・創造基金	1,381 万 1,859 円
那覇市一般廃棄物処理施設建設等基金	80 万 3,582 円
(2) 物品	
備品 53 品（うち、重要備品 1 品）	
重要備品 普通乗用自動車	312 万 9,000 円

○廃棄物対策課

1 主な所掌事務	
那覇市・南風原町環境施設組合に関する事務、ごみ減量及び資源化に関する事務、産業廃棄物処理業及び処理施設の許可等及び指導監督に関する事務、使用済自動車の再資源化等に関する法律に基づく許可等に関する事務、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法に基づく届け出等に関する事務、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に関する事務等	
2 予算の執行状況	
(1) 未収金	
家庭ごみ処理手数料（現年度分）	2,332 万 4,980 円
産業廃棄物処理業許可手数料（現年度分）	9 万 4,000 円

産業廃棄物不適正処理対策費補助金（現年度分）	293万9,000円
(2) 負担金、補助及び交付金の支出	
負担金の主なもの	
那覇市・南風原町環境施設組合	
管理運営負担金	17億5,007万2,000円
全国都市都市清掃会議会員費	19万円

3 契約事務の状況

(1) 業務委託契約の主なもの	
那覇市一般廃棄物処理手数料徴収事業	6,185万5,379円
エコマール那覇プラザ棟内啓発推進事業委託	856万2,000円
「買い物ゲーム」による環境教育支援事業委託	259万2,000円
(2) 使用料及び賃借料の契約の主なもの	
E V 車両駐車場使用料	18万5,136円
デジタル複合機賃貸借契約	11万2,308円
タクシー使用料	5万4,800円
(3) 修繕料の契約	
パンク修理（沖縄334す8131）	3万5,975円
法定12ヶ月点検（沖縄334す8132）	1万80円
安心6ヶ月点検（沖縄334す8133）	5,400円

4 財産の管理状況

物品

備品 54 品（うち、重要備品 1）	
普通乗用自動車	312 万 9,000 円

〇クリーン推進課

1 主な所掌事務

一般廃棄物に係る収集及び指導、ごみ搬入道路、ポイ捨て防止による環境美化促進、不法投棄防止、一般廃棄物（焼却される廃棄物等を除く。）の処理等、一般廃棄物処理施設の維持管理及び公衆便所の維持管理に関する事務等

2 予算の執行状況

(1) 未収金の主なもの	
一般廃棄物処理事業債（現年度）	460万円
資源ごみ収益金（現年度）	254万7,325円
し尿処分手数料（現年度）	187万6,864円
(2) 負担金、補助及び交付金の支出	
負担金の主なもの	
クリーン推進課事務所維持管理負担金	268万4,988円
廃棄物処理施設技術管理者講習受講料	11万8,800円
無線維持管理	3万2,900円

3 契約事務の状況

(1) 業務委託契約の主なもの

一般家庭ごみ収集運搬業務委託	9 億 3,076 万 7,000 円
エコマール那覇リサイクル棟維持管理業務委託	3,574 万 8,000 円
那覇市汚水処理場・多目的広場維持管理業務委託	2,834 万 2,286 円

(2) 工事及び設計委託契約の主なもの

ちゅらティーダスポーツ広場トイレ新築工事	2,484 万円
し尿等下水道放流施設マンホール部修繕工事	1,229 万 400 円
那覇市し尿等下水道放流施設換気配管修繕工事	218 万 1,600 円

(3) 使用料及び賃借料の契約の主なもの

仮設トイレ賃貸借	21万8,490円
タクシー使用料	7 万1,550円
国有財産土地等賃借	5 万8,393円

(4) 修繕料の契約の主なもの

遠心脱水機定期法定検査修繕工事	756 万円
シーケンサー取替修繕	129 万 6,000 円
散水ポンプ配管取替修繕工事	111 万 2,400 円

4 財産の管理状況

(1) 土地の主なもの

清掃工場埋立用地	(占有 8 万 2,954.11 m ²)
	(貸付 8,506.00 m ²)
那覇市環境センター	(占有 4 万 4,358.00 m ²)
	(貸付 2 万 7,054.00 m ²)
新汚水調整池	(占有 3,260.00 m ²)

(2) 建物の主なもの

エコマール那覇プラザ棟	(占有 3,711.47 m ²)
エコマール那覇リサイクル棟	(占有 2,140.00 m ²)
クリーン推進課汚水処理場	(占有 1,355.01 m ²)

(3) 物品

備品 308 品（うち、重要備品 65 品）

重要備品の主なもの

塵芥車（2 t 級ハイブリッド：走行充電型）	1,674 万 7,500 円
他 3 台	
塵芥車（2 t 級ハイブリッド：外部充電型）	1,414 万 3,500 円
他 3 台	
普通貨物自動車	1,039 万 5,000 円

○環境保全課

1 所掌事務

大気汚染・騒音・振動・地盤沈下及び悪臭に係る規制・監視及び指導、公害

の苦情処理相談及び紛争、水質汚濁・土壌汚染に係る規制・監視及び指導、自然環境の保全、墓地・埋葬等に関する法律に基づく業務、いなんせ斎苑、無縁遺骨仮安置所の管理・慰霊祭の実施、識名霊園の維持・管理に関する事務等

2 予算の執行状況

(1) 未収金

識名霊園納骨堂使用料（現年度分）	155 万 580 円
識名霊園納骨堂使用料（滞納繰越分）	221 万 8,530 円
識名霊園合葬用納骨壇使用料	8 万 2,000 円

(2) 負担金、補助及び交付金の支出

ア 負担金の主なもの

いなんせ斎苑建設償還金負担金	9,441 万 8,000 円
漫湖水鳥・湿地センター管理運営協議会負担金	500 万円
国場川水あしび負担金	50 万円

イ 補助金

生活排水対策推進事業補助金	54 万 8,000 円
水資源有効利用推進事業補助金	46 万 8,620 円

3 契約事務の状況

(1) 業務委託契約の主なもの

有害大気汚染物質調査業務	885 万 6,000 円
那覇市公共用水域及び地下水の水質測定業務	583 万 2,000 円
識名霊園管理業務	524 万 8,800 円

(2) 工事及び設計委託の契約

那覇市民共同墓及び納骨堂建設工事（解体その3）	93 万 4,000 円
那覇市民共同墓及び納骨堂建設工事（解体その2）	40 万 5,907 円

(3) 使用料及び賃借料の契約の主なもの

タクシー使用料	28 万 7,620 円
施設賃貸借料	17 万 6,017 円
複写機賃貸料	5 万 377 円

(4) 修繕料の契約の主なもの

南納骨堂屋上防水修繕業務	71 万 2,800 円
南納骨堂雨漏り修繕外1件	24 万 1,200 円
キャノンプリンター修理	2 万 5,920 円

4 財産の管理状況

(1) 土地

墓地	占用 19.00 m ²
----	-------------------------

(2) 建物の主なもの

那覇市民共同墓	占用 915.64 m ²
識名霊園納骨堂（南）	占用 718.24 m ²
識名霊園管理事務所	占用 177.31 m ²

(3) 基金	
那覇市公営墓地整備等事業基金	5,221 円
(4) 物品	
備品 166 品（うち、重要備品 13 品）	
重要備品の主なもの	
分析装置（一酸化炭素）	338 万 1,000 円
普通乗用自動車（電気自動車）	311 万 8,500 円
分析装置（窒素酸化物）	303 万 4,500 円

○環境衛生課

1 所掌事務

犬の登録、狂犬病予防注射、未登録犬・狂犬病注射未接種犬の抑留及び処分、徘徊犬の捕獲・処分、動物の適正飼養、犬猫の引取り・処分、負傷動物の収容、犬猫等の譲渡、ハブ咬咬症防止、捕獲器によるハブの捕獲、あき地の適正管理の指導、そ族昆虫等の防除に関する相談・指導、感染症の予防及び蔓延防止のための消毒に関する事務

2 予算の執行状況

負担金、補助及び交付金の支出

負担金の主なもの

沖縄県公衆衛生協会負担金	26万9,082円
全国動物管理関係事業所協議会負担金	2万5,000円

3 契約事務の状況

(1) 業務委託契約の主なもの

犬猫の抑留・収容及び処分に関する業務委託	1,483万6,000円
飼い主のいない猫の捕獲・管理等業務委託	435万円2,400円
飼い主のいない猫の不妊去勢手術業務委託	200万2,189円

(2) 使用料及び賃借料の契約の主なもの

環境衛生課事務連絡用車賃借料	68万2,920円
環境衛生課業務用自動車賃借料	24万9,480円
デジタル複合機賃借料及び保守業務	23万1,864円

(3) 修繕料の契約の主なもの

左ドア補修修繕料（沖縄480け6619）	9万6,933円
車検整備修繕料（沖縄40よ239）	4万3,956円
タイヤ交換修繕料（沖縄40や3379）	2万1,168円

4 財産の管理状況

物品

備品 74 品（うち、重要備品 3 品）

重要備品

動物用麻酔器一式	110 万 7,000 円
----------	---------------

軽貨物車（沖縄 40 や 3379）	98 万 4,270 円
軽乗用車（沖縄 40 よ 239）	80 万 8,500 円

生涯学習部

○総務課

1 主な所掌事務

教育委員会の会議、教育委員会連合会等教育団体、教育に係る調査及び広報並びに教育行政に関する相談、学校規模の適正化及び適正配置、教育振興基本計画その他重要施策の策定及び推進、教育委員会に係る予算の編成及び決算の総括、教育委員会の組織・定数及び事務管理、規則及び訓令の公布及び公表、市費負担職員の任免・分限・懲戒・表彰及び服務その他身分取扱いに関する事務等

2 予算の執行状況

負担金、補助及び交付金の支出

負担金の主なもの

沖縄県市町村教育委員会連合会負担金	102万7,457円
全国都市教育長協議会総会・研究大会都市負担金	6万円
中核市教育長会負担金	4万5,000円

3 契約事務の状況

(1) 業務委託契約

産業廃棄物処理委託（使用済蛍光管収集運搬及び処分）14万920円
与儀公園D51敷地内の除草・伐採及び処理業務委託 2万6,560円

(2) 使用料及び賃借料の契約の主なもの

タクシー使用料	18万9,760円
印刷機賃借料	17万8,848円
デジタル複合機賃借料	5,040円

(3) 修繕料の契約

機関車D51鍍金張替、塗装作業	38万円
-----------------	------

4 財産の管理状況

物品

備品 139 品（うち、重要備品なし）

○生涯学習課

1 主な所掌事務

〔生涯学習課〕

生涯学習の推進に係る企画、調査及び総合調整、生涯学習の推進に係る広報、

啓発活動及び関連事業、社会教育に関する企画、調査及び総合調整、社会教育施設の設置及び廃止、学校開放の総合的推進、社会教育関係団体の育成及び指導助言、家庭教育、育英事業、ユネスコ活動に関する事務等

〔青少年育成室〕

青少年育成総合施策、青少年問題協議会、青少年旗頭事業、児童生徒県外交流事業、放課後子ども教室推進事業、子どもが輝くまちづくり事業、はたちの記念事業、森の家みんな管理運営事業、青少年関係団体等との連絡調整、青少年健全育成市民会議、青年団体連絡会に関する事務等

2 予算の執行状況

〔生涯学習課〕

負担金、補助及び交付金の支出

ア 負担金の主なもの

沖縄県社会教育委員連絡協議会負担金	4万4,000円
那覇地区社会教育委員連絡協議会負担金	3万9,000円
全国生涯学習市町村協議会年会費	3万円

イ 補助金

（公財）那覇市育英会への運営補助金	570万円
那覇市のPTA連合会運営補助金	207万9,000円
婦人連合会運営補助金	89万5,000円

〔青少年育成室〕

負担金、補助及び交付金の支出

ア 負担金

西崎特別支援学校卒業生父母の会への負担金	7万6,116円
鏡が丘特別支援学校青年教室父母の会への負担金	3万1,162円
島尻特別支援学校卒業生父母の会青年学級への負担金	2万6,410円

イ 補助金の主なもの

那覇市青少年健全育成市民会議への補助金	357万2,000円
那覇市青年団体連絡会への補助金	153万円
子どもフェスタinなは実行員会への運営補助金	60万円

3 契約事務の状況

〔生涯学習課〕

(1) 業務委託契約の主なもの

那覇市立繁多川図書館業務委託	1,797万円
那覇市繁多川公民館業務委託	1,310万8,000円
若狭公民館運営事業	1,310万8,000円

(2) 工事及び設計委託契約

小禄南小学校地域学校連携施設冷房機設置工事	100万9,999円
-----------------------	------------

(3) 使用料及び賃借料の契約の主なもの

石嶺スポーツ文化プラザ用地賃借料	644万9,675円
中央公民館、中央図書館敷地賃借料	88万9,176円
若狭公民館パソコンリース契約	13万9,860円

(4) 修繕料の契約の主なもの

宇栄原小学校地域学校連携施設階段ステップ修繕	17 万 2,562 円
開南小学校地域連携室冷房機部品取替修繕	12 万 9,528 円
宇栄原小学校地域交流ホール和室空調機修繕	5 万 6,592 円

〔青少年育成室〕

(1) 業務委託契約

森の家みんなの管理運営に関する年度協定書	1,115 万円
旅行業務委託	359 万 7,000 円
青少年旗頭事業業務委託	335 万 5,305 円

(2) 使用料及び賃借料の契約

タクシー使用料	10 万 2,010 円
デジタルカラー複合機賃貸借及び保守業務契約	7 万 8,011 円

4 財産の管理状況

〔生涯学習課〕

(1) 土地の主なもの

公民館（高良 2 丁目）	（占有 2,097.00 m ² ）
公民館（繁多川 4 丁目）	（占有 1,514.00 m ² ）
公民館（首里当蔵町 2 丁目）	（占有 1,120.80 m ² ）

(2) 建物の主なもの

公民館（首里当蔵町 2 丁目）	（占有 2,662.93 m ² ）
公民館（安里 2 丁目）	（占有 1,850.89 m ² ）
公民館（高良 2 丁目）	（占有 1,757.97 m ² ）

(3) 出資による権利

公益財団法人那覇市育英会	1 億 2,217 万 7,000 円
--------------	---------------------

(4) 物品

備品 450 品（うち、重要備品なし）

〔青少年育成室〕

(1) 建物

自然体験学習施設	（占有 1,023.16 m ² ）
----------	-------------------------------

(2) 物品

備品 406 品（うち、重要備品なし）

○中央公民館

1 主な所掌事務

講座の開設、討論会、講習会、講演会、実習会、展示会、まつり等の開催、図書、記録、模型、資料等を備え、その利用を図る。体育、レクリエーション等に関する集会の開催、施設を市民の集会その他公共的利用に供する。学習団体の育成、学習相談、広報（館報等）、公民館運営における市民との協働、公民館相互の連絡調整及び統括（中央公民館）に関する事務等

2 予算の執行状況

負担金、補助及び交付金の支出

負担金の主なもの

平成26年度沖縄県公民館連絡協議会負担金	14万2,600円
平成26年度那覇地区公民館連絡協議会負担金	11万2,000円
第44回沖縄県公民館研究大会参加負担金	1万4,000円

3 契約事務の状況

[中央公民館]

(1) 業務委託契約

那覇市公民館・図書館清掃業務委託	1,407万1,000円
那覇市公民館・図書館警備業務委託	762万1,714円

(2) 使用料及び賃借料の契約の主なもの

那覇市公民館券売機賃貸借契約	183万780円
公民館ノート型パソコンの賃貸借契約	16万7,580円
中央公民館他1館の複写機賃貸借契約	9万4,500円

(3) 修繕料の契約

印刷機の修繕	4万4,820円
プリンタの修繕	2万7,000円
券売機キースイッチ調整修理	8,640円

[首里公民館]

(1) 業務委託契約の主なもの

特定建築物環境衛生管理	128万5,200円
エレベータ保守点検	37万5,840円
発電機設備保守点検	30万240円

(2) 使用料及び賃借料の契約

複写機賃貸借契約	10万4,088円
タクシー使用料	2万4,320円

(3) 修繕料の契約の主なもの

非常用発電機改造工事	71万3,880円
1階女子トイレ設置修繕	16万3,080円
3階和室ガラス空調機修理	5万9,464円

[小禄南公民館]

(1) 業務委託契約の主なもの

「自家用電気工作物保安管理業務委託」及び 「デマンド監視業務委託契約」	26万5,680円
昇降機保守点検業務	25万9,200円
小禄南公民館排水管清掃業務	17万4,000円

(2) 使用料及び賃借料の契約

タクシー使用料	4万130円
---------	--------

(3) 修繕料の契約の主なもの

屋根防水修繕（雨漏り）	12万420円
印刷機修理	3万2,940円
1Fラウンジの照明器具修繕	1万9,980円

4 財産の管理状況

〔中央公民館〕

物品

備品 284 品（うち、重要備品なし）

〔首里公民館〕

物品

備品 500 品（うち、重要備品なし）

〔小禄南公民館〕

物品

備品 415 品（うち、重要備品 1 品）

重要備品

どんちょう

159 万 9,200 円

○中央図書館

1 主な所掌事務

図書館奉仕、レファレンス及び読書相談、図書館資料の購入計画、選書、登録、除籍等、図書館資料の保存、障がい者のための資料の収集及び宅配サービス、寄贈図書の入、読書会等の読書推進事業の主催及び関係団体の支援、学校図書館等との図書館資料の相互貸借に関する事務等

なお、中央図書館はその他、学校、社会教育関係団体等への視聴覚教材等の貸出、図書館コンピュータシステムの運営管理、統計及び広報、図書館業務の総括に関する事務等

2 予算の執行状況

負担金、補助及び交付金の支出

ア 負担金

沖縄県公共図書館連絡協議会負担金

7 万 5,000 円

日本図書館協会負担金

5 万円

3 契約事務の状況

(1) 業務委託契約の主なもの

清掃業務委託（図書館分）

1,055 万 3,000 円

公民館・図書館警備業務委託

589 万 7,828 円

中央公民館・図書館警備業務委託

309 万 3,984 円

(2) 使用料及び賃借料の契約の主なもの

那覇市図書館コンピュータシステム

1,314 万 1,800 円

若狭公民館・図書館空調設備等賃貸借

及び光熱水費削減保証サービス契約

241 万 9,200 円

中央・ほしぞら・首里図書館複写機賃貸借契約

47 万 3,760 円

(3) 修繕料の契約の主なもの

繁多川ホール空調修繕

23 万 7,600 円

中央ライブラリー空調修繕

23 万 7,600 円

若狭換気扇取替修繕

19 万 2,456 円

4 財産の管理状況

〔中央図書館〕

物品

備品 329 品（うち、重要備品なし）

〔首里図書館〕

物品

備品 204 品（うち、重要備品なし）

〔小禄南図書館〕

物品

備品 204 品（うち、重要備品なし）

○市民スポーツ課

1 所掌事務

社会体育に関する企画・調査及び研究、社会体育施設の設置・管理及び廃止、スポーツ推進委員、社会体育関係団体の育成及び指導助言、レクリエーション、学校体育施設の開放、所管する公の施設等の管理運営に関する事務

2 予算の執行状況

負担金、補助及び交付金の支出

ア 負担金の主なもの

那覇浦添地区スポーツ推進委員協議会負担金 7 万 4,000 円

沖縄県スポーツ推進委員協議会負担金 7 万 3,807 円

第 52 回沖縄県スポーツ推進委員研究大会

出席負担金 7 万 2,000 円

イ 補助金の主なもの

平成26年度那覇市社会体育振興費補助金 457 万 1,000 円

第20回日南市長杯学童軟式野球選手権大会 55 万 8,450 円

第17回全九州学童軟式野球西都原大会 53 万 3,400 円

3 契約事務の状況

(1) 業務委託契約の主なもの

那覇市体育施設指定管理委託 8,062 万 5,000 円

那覇市奥武山体育施設指定管理委託 7,508 万 5,713 円

奥武山トレーニング室指定管理委託 1,238 万 8,000 円

(2) 工事及び設計委託の契約状況

市民体育館消防設備（誘導灯、煙感知器）工事 639 万 5,760 円

奥武山野球場 2 階コンコース照明器具増設工事 400 万 4,640 円

奥武山野球場防護マット塗料工事 115 万 9,920 円

(3) 使用料及び賃借料の契約の主なもの

平成26年度学校体育館清掃用モップ賃借料 170 万 9,832 円

タクシー使用料	22万9,310円
コピーチャージ料	12万2,267円
(4) 修繕料の契約の主なもの	
石嶺文化スポーツプラザ井水処理設備	
ろ材取替修繕	117万7,200円
石田中学校夜間運動場照明設備取替修繕	116万1,000円
石田中学校グラウンド夜間照明修繕	42万9,840円

4 財産の管理状況

(1) 土地	
ゲートボール場	占用 1,991.34 m ²
(2) 建物の主なもの	
野球場（内野スタンド）	9,956.12 m ²
屋内運動場	3,235.87 m ²
市民プール	1,009.99 m ²
(3) 物品	
備品 1,979 品（うち、重要備品 32 品）	
重要備品の主なもの	
大型テント	2,835 万円
移動式バスケット台	680 万円
移動式バスケット台	618 万 3,255 円

○施設課

1 所掌事務

教育施設に関する企画、調査及び研究、教育施設の建設（国・県補助事業、学校施設の設計・監理・工事）、教育財産台帳（施設台帳、学校用地・公有財産台帳）の整備保存、施設の維持補修工事、学校施設の維持及び管理（警備、目的外使用許可及び災害共済を含む。）、学校用地（幼稚園用地を含む。）の取得、借用及び管理、施設の防災計画書の取りまとめに関する事務等

2 予算の執行状況

(1) 未収金の状況の主なもの	
学校施設環境改善交付金	2 億7,225万5,000円
沖縄県学校施設環境改善事業交付金	2 億2,093万1,000円
沖縄県学校施設環境改善事業交付金	1 億7,478万5,000円
(2) 負担金・補助及び交付金	
負担金の主なもの	
沖縄地区防音事業連絡協議会負担金	6 万 7,000 円
防火管理者資格取得講習会出席負担金	2 万 4,000 円
沖縄県公立文教施設整備期成会負担金	2 万円

3 契約事務の主なもの

- (1) 業務委託契約の主なもの

安謝小学校外27校消防設備点検業務	611万7,476円
城東小学校外25校消防設備点検業務	472万9,436円
城東小学校外6校警備業務	439万7,100円
- (2) 工事及び設計委託契約の主なもの

大名小学校校舎改築（建築）	7億4,697万2,706円
（仮称）前島・久茂地総合小学校校舎・プール	
真和志中学校屋内運動場改築工事（建築）	6億4,324万2,400円
地域連携・児童クラブ建設工事（建築）	2億9,099万3,399円
- (3) 使用料及び賃借料の契約の主なもの

土地賃貸借料（小学校）	1,128万3,264円
土地賃貸借料（小学校）	641万7,595円
土地賃貸借料（中学校）	450万3,453円
- (4) 修繕料の契約の主なもの

大道小学校外5校変電設備修繕	1,204万2,000円
松川小学校プール塗装え修繕	334万8,000円
与儀小学校、若狭小学校カーペット張替え修繕	301万3,200円
- (5) 補償、補填及び賠償金の契約状況

真嘉比小学校換地処分清算事業	7億9,102万526円
----------------	--------------

4 財産の管理状況

- (1) 土地の主なもの

学校用地	（占有 860,816.40 m ² ）
繁多川墓地用地	（占有 185.14 m ² ）
真和志中学校用地（普通財産）	（占有 167.22 m ² ）
- (2) 建物の主なもの

小学校校舎（36校）	（占有 214,387 m ² ）
中学校校舎（17校）	（占有 117,308 m ² ）
小学校屋内運動場	（占有 37,927 m ² ）
- (3) 物品

備品 167品（うち、重要備品2品）	
重要備品 軽トラック自動車、軽貨物自動車	

学校教育部

○学校教育課

1 主な所掌事務

学校の経営に関する指導助言に関する事務、学校教育に関する企画、調査及び研究に関する事務、教育領域研究団体の助成に関する事務、教科書図書の採択に関する事務、学校の設置及び廃止に関する事務、県費負担教職員の研修に関する事務、県費負担教職員の免許、任免、分限、懲戒、表彰及び服務その他身分取扱に関する事務、小中一環教育に関する事務等

2 予算の執行状況

(1) 未収金

沖縄県教育委員会研究指定校等委託料（現年度分） 45万円

(2) 負担金、補助及び交付金の支出

ア 負担金の主なもの

団体負担金（共済負担金小学校） 932万5,765円

団体負担金（共済負担金中学校） 437万5,510円

団体負担金（保体） 14万7,085円

イ 補助金の主なもの

那覇地区中学校体育連盟主催事業補助金 363万3,700円

那覇地区中学校文化連盟主催事業運営補助金 110万2,133円

県外派遣選手補助金 100万4,000円

3 契約事務の状況

(1) 業務委託契約の主なもの

定期健康診断（小学校） 4,633万7,895円

定期健康診断（中学校） 2,303万1,777円

塵芥処理業務（西地区） 499万3,917円

(2) 使用料及び賃借料の契約の主なもの

銘苅・若狭小自然教室バス借上用料外21件 400万9,680円

学校保健室用パソコン一式賃貸借（小学校） 166万1,760円

学校保健室用パソコン一式賃貸借（中学校） 89万4,780円

(3) 修繕料の契約

公用車の修繕料 2万5,607円

4 財産の管理状況

(1) 物品

備品 129品（うち、重要備品なし）

○教育相談課

1 主な所掌事務

不登校に関する調査及び研究に関する事務、不登校対策に係る学校への指導、助言及び支援に関する事務、適応指導教室に関する事務、青少年の街頭指導に関する事務、青少年の継続指導に関する事務、教育相談（メンタルヘルス）に関する事務

2 予算の執行状況

負担金、補助及び交付金の支出

ア 負担金

沖縄県適応指導教室連絡協議会会費 1万円

イ 補助金

那覇地区少年補導員協議会	25万5,265円
那覇市青少年指導員連絡協議会	21万3,640円
小禄・豊見城地区少年補導員連絡協議会	20万5,770円

3 契約事務の状況

(1) 使用料及び賃借料の契約の主なもの

複写機保守契約	21万9,933円
公用車賃貸借契約（再リース）	32万1,408円
公用車賃貸借契約（長期継続契約）	29万1,600円

(2) 修繕料の契約の主なもの

相談号車両の法定24カ月点検	15万4,915円
あけもどろ号ワイパー錆の修繕	8万9,500円
L A N工事修繕	6万9,120円

4 財産の管理状況

(1) 物品

備品 316 品（うち、重要備品 2）

普通乗用自動車	222 万 1,000 円
普通乗用自動車	109 万 7,000 円

○学務課

1 所掌事務

学務に関する企画・調査及び研究、児童及び生徒の就学、通学区域の設定及び改廃、在籍調査及び学校基本調査、教科用図書の無償給与、要保護及び準要保護児童生徒就学援助費、特別支援学級就学奨励費、学校物品の調達及び管理に関する事務

2 予算の執行状況

(1) 未収金の主なもの

中学校要保護等生徒援助費	389万3,000円
小学校要保護等児童援助費	325万8,000円
小学校理科教育等設備整備費	96万2,000円

(2) 負担金、補助及び交付金の支出

負担金	
小学校簡易無線局電波利用料	4 万 4,400円
中学校簡易無線局電波利用料	2 万 4,000円

3 契約事務の状況

(1) 業務委託契約

平成27年度新入学児童生徒用隣接校選択制希望 申請票印刷委託業務	37万9,080円
新入学就学通知書印刷委託業務	31万5,090円

(2) 使用料及び賃借料の契約の主なもの	
Web版備品管理システム機器等賃貸借契約	337万9,992円
平成23年度小中学校公用車賃貸借契約	238万1,400円
平成23年度小中学校印刷機賃貸借契約	236万280円
(3) 修繕料の契約の主なもの	
H26小中学校教室用机天板の修繕（東地区）	96万2,120円
H26小中学校教室用机天板の修繕（西地区）	94万1,500円
H26小中学校教室用机天板の修繕（北地区）	90万5,280円
4 財産の管理状況	
物品	
備品 75品（重要備品なし）	

○学校給食課

1 所掌事務

学校給食に係る企画、調査、研究及び統計、学校給食の民間委託、学校給食施設の設置及び廃止、学校給食の運営指導、学校給食センターの庶務の総括、その他給食施設、備品の整備に関する事務等

2 予算の執行状況

(1) 未収金の状況

沖縄県学校施設環境改善事業交付金	1億708万6,000円
借用駐車土地賃貸料	14万6,000円

(2) 負担金・補助及び交付金

負担金の主なもの

沖縄県学校給食研究協議会負担金	11万1,875円
沖縄県学校給食共同調理場連絡協議会負担金	2万8,877円

3 契約事務の主なもの

(1) 業務委託契約の主なもの

銘苅学校給食センター調理業務委託	3,184万7,360円
古蔵学校給食センター調理業務委託	2,939万6,571円
天久学校給食センター調理業務委託	2,638万1,819円

(2) 工事及び設計委託契約の主なもの

大名小学校校舎改築工事（建築）	1億140万8,865円
大名小学校校舎改築工事（機械）	5,174万9,284円
大名小学校校舎改築工事（電気）	2,980万2,635円

(3) 使用料及び賃借料の契約の主なもの

土地賃貸借	593万1,162円
食器洗浄機の賃借（小禄）	478万8,000円
食缶洗浄機の賃貸借（首里）	305万1,000円

(4) 修繕料の契約の主なもの

修理中学校（温水ボイラー用）燃料タンク取替	
修繕外24件	294万4,206円

屋外屋上排気ファン更新工事外26件	237万3,711円
小禄学校給食センター食洗機蒸気漏外34件	285万1,717円

4 財産の管理状況

(1) 土地の主なもの

給食センター・調理場（真和志学校給食センター）	（占用 1,749.00 m ² ）
給食センター・調理場（小禄学校給食センター）	（占用 1,233.15 m ² ）
給食センター・調理場（真和志学校給食センター）	（占用 1,009.00 m ² ）

(2) 建物の主なもの

給食センター・調理場（真和志学校給食センター）	（占用 1,176.17 m ² ）
給食センター・調理場（首里学校給食センター）	（占用 1,039.25 m ² ）
給食センター・調理場（小禄学校給食センター）	（占有 968.00 m ² ）

(3) 物品

学校給食課

備品 23 品（うち、重要備品なし）

首里学校給食センター

備品 704 品（うち、重要備品 76 品）

小禄学校給食センター

備品 411 品（うち、重要備品 60 品）

真和志学校給食センター

備品 506 品（うち、重要備品 54 品）

重要備品の主なもの

トレー洗浄機 2,835 万円

自動食器洗浄機 1,472 万 9,000 円

○教育研究所

1 主な所掌事務

教育に関する専門的、技術的事項の調査及び研究に関する事務、教育関係職員の研修に関する事務、教育に関する情報の提供、収集及び広報に関する事務、情報教育の推進に関する事務、教育研究所の設置目的を達成するために必要な事務、OA推進業務に関する事務等

2 予算の執行状況

(1) 未収金

教育費物品売払収入（現年度分） 1 万円

(2) 負担金、補助及び交付金の支出

負担金

全国教育研究所連盟負担金 2 万円

3 契約事務の状況

(1) 業務委託契約の主なもの

那覇市教育用ネットワーク運用業務委託(H26～31)

1,083万4,560円

那覇市教育用ネットワーク運用業務委託（H22～26）	444万9,600円
H26標準学力調査（小学校）業務委託	401万6,936円
(2) 使用料及び賃借料の契約の主なもの	
全中学校（普通教室・図書室）機器	2,067万1,560円
安岡中他16校機器リース	1,873万6,200円
小学校機器（小禄・真和志地区）	1,525万9,920円
(3) 修繕料の契約の主なもの	
那覇市立小中学校6校 校内LAN修繕	84万4,128円
那覇市立中学校6校 校内LAN修繕	53万452円
那覇市立小中学校2校 校内LAN修繕	52万2,720円

4 財産の管理状況

- (1) 著作権
 - 那覇教育史（資料編）
 - 那覇教育史（写真集）
 - 那覇教育史（通史編）
- (2) 物品
 - 備品 270 品（うち、重要備品なし）

選挙管理委員会

1 主な所掌事務

選挙人名簿の調製、縦覧、閲覧及び保管、選挙権及び被選挙権の資格調査、告示、直接請求、訴訟及び異議申出、選挙の公営、選挙啓発、選挙運動及び政治活動、選挙の諸証明、投票区、投票所等の設定及び改廃、各種選挙事務の管理執行、検察審査員候補者予定者選定、最高裁判所裁判官国民審査の事務等

2 予算の執行状況

- (1) 未収金
 - 選挙費委託金 衆議院議員総選挙及び
国民審査費（現年度） 43万5,000円
- (2) 負担金、補助及び交付金の支出
 - ア 負担金の主なもの
 - 沖縄県都市選挙管理委員会連合会分担金 8万円
 - 全国市区選挙管理委員会連合会分担金 7万4,000円
 - 九選連総会（大分市） 1万円
 - イ 交付金
 - 選挙運動用自動車 307万6,071円
 - 選挙運動用ポスター公営費 109万8,585円
 - 交付通常ハガキ（市長・市議） 107万9,476円

3 契約事務の状況

- (1) 業務委託契約の主なもの
 - ポスター掲示場設置業務

(衆議院選・国民審査 A 地区)	500 万円
ポスター掲示場設置業務	
(県知事選・県議会補欠選 B 地区)	326 万 6,784 円
ポスター掲示場設置業務	
(市長選・市議補欠選 A 地区)	323 万 6,695 円
(2) 使用料及び賃借料の契約の主なもの	
洋上 F A X 賃借料	238 万 5,612 円
レンタカー賃借料(機材運搬用)	29 万 1,600 円
期日前投票所設営物資賃借料	24 万 8,572 円
(3) 修繕料の契約の主なもの	
記載台修繕	16 万 1,136 円
用紙交付機：計数機調整	12 万 1,500 円
国民審査用読取機点検調製	9 万 2,880 円
4 財産の管理状況	
物品	
備品 1,322 品 (うち、重要備品 3 品)	
重要備品	
ソフトウェア(一式)	158 万 5,500 円
国民審査集計機	135 万 9,600 円
国民審査集計機	135 万 9,600 円

監査委員告示

那覇市監査委員告示第1号

平成 27 年 6 月 29 日

掲 示 済

那覇市監査委員

新 城 和 範

同

宮 里 善 博

同

翁 長 俊 英

同

亀 島 賢 二 郎

包括外部監査の事務を補助する者について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 32 第 1 項に規定する包括外部監査人の監査の事務を補助する者について、同条第 2 項の規定により、次のとおり告示します。

1 監査の事務を補助する者の氏名及び住所

氏名	住 所
古 莊 みわ	
嘉陽田 洋平	
新見 研吾	
緑間 優	

2 監査の事務を補助できる期間

平成 27 年 7 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで

